

平成27年第4回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年12月 1日  
本日の会議 平成27年12月 3日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員    6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員    9番 西岡 克之 議員    10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員    12番 山口憲一郎 議員    13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員    15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君    議事課 長 中山 庄治 君  
係 長 細田 浩子 君

説明のため出席した者

|               |         |                   |         |
|---------------|---------|-------------------|---------|
| 町 長           | 吉田 慎一 君 | 副 町 長             | 鈴木 典秀 君 |
| 教 育 長         | 黒田 義和 君 | 総 務 部 長           | 荒木 重臣 君 |
| 企 画 振 興 部 長   | 松尾 義行 君 | 建 設 部 長           | 森 浩平 君  |
| 生 活 福 祉 部 長   | 松浦 篤美 君 | 教 育 次 長           | 帯田 由寿 君 |
| 水 道 局 長       | 古賀 洋 君  | 会 計 管 理 者         | 和泉 嘉彦 君 |
| 総 務 部 理 事     | 田平 俊則 君 | 企 画 振 興 部 理 事     | 大津 鉄治 君 |
| 教 育 委 員 会 理 事 | 近藤 徳雄 君 | 水 道 局 理 事         | 道端 和彦 君 |
| 政 策 推 進 課 長   | 山本 昭彦 君 | 総 務 課 長           | 谷本 圭介 君 |
| 財 務 課 長       | 田中 一之 君 | 管 財 課 長           | 迎 英樹 君  |
| 収 納 推 進 課 長   | 帯田 俊文 君 | 企 画 課 長           | 久保平敏弘 君 |
| 情 報 管 理 課 長   | 谷本 清 君  | 都 市 整 備 課 長       | 松邨 清茂 君 |
| 管 理 課 長       | 濱 伸二 君  | 農 林 水 産 課 長       | 中嶋 敏純 君 |
| 福 祉 課 長       | 村田ゆかり 君 | 健 康 保 険 課 長       | 森川 寛子 君 |
| 介 護 保 険 課 長   | 富永 正彦 君 | 環 境 対 策 課 長       | 木島 英利 君 |
| 住 民 課 長       | 西平 隆邦 君 | 教 育 総 務 課 長       | 谷本 圭介 君 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 栗山 浩二 君 | ス ポ ー ツ 振 興 課 長   | 山口 正 君  |
| 水 道 課 長       | 吉田 邦彦 君 | 下 水 道 課 長         | 道端 和彦 君 |
| 会 計 課 長       | 山口 利弘 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 松本 廣 君  |
| 監 査 事 務 局 長   | 森 省二 君  |                   |         |

会議録署名議員

8番 分部 和弘 議員

9番 西岡 克之 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時06分



## ○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項に基づき、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えないようお願いいたします。通告順6、饗庭敦子議員の①、生活交通確保対策について、②子供の貧困についての質問を同時に許します。5番、饗庭敦子議員。

## ○5番（饗庭敦子議員）

今、皆さんおはようございます。本日は、定例会3日目となります。この12月1日からストレスチェック制度が50人以上の企業で義務づけられたことは、御存じのことと思います。働く人の心の健康というところで働く人自身で、御自身の心の健康を守るための制度であります。この12月、仕事、忘年会、クリスマスにと、皆さんご多忙のことと思いますので、ぜひこのストレスチェックが57項目ありますけれども、御自身でチェックしていただいて、皆さんの心の健康を大事にしていきたいというふうに思っております。この57項目は、インターネットでもできますので、ぜひ皆さん、インターネットを通してしてみたいかと思いますが、では皆さんのストレスにならないような質問をさせていただきたいと思います。まず最初に①生活交通確保対策について、高齢化が進む中、買い物、通院などの日常生活に不住を感じておられる、いわゆる生活弱者と呼ばれる方々が増える傾向にあります。そうした住民の方々が安心して日々の生活ができますよう、生活の足を確保することは、多くの市町村でも重要な課題となっております。車社会になり、長与町でも、少子高齢化が進む中で、公共交通を利用される方は減り続け、限られたエリアを運行する既存の路線バスで住民のニーズにこたえていくのかという疑問があります。また、高齢者ドライバーの交通事故が大きな問題となっております。高齢者ドライバーによる交通事故はここ10年間で、65歳以上ドライバーによる事故は1.5倍、75歳以上のドライバーによる事故が2.2倍と増え続けております。高齢者の方の免許証の自主返納の課題もあると考えます。ただ、車に乗れなくなりますと、買い物、通院に困るということがありまして、いろいろ心配があるんですが、車の運転は続けなければならないという話もよく伺っております。この生活の足を確保するシステムを検討すべきだと思います。そこで、長与町がどのように取り組んでおられるか質問いたします。1、生活交通確保の現状と課題をお伺いします。2、コミュニティバスについての長与町の考えをお伺いします。3、デマンド交通について長与町の考えを伺います。4、買い物弱者への対応についてお伺いします。5、高齢者の免許証返納への取り組みをお伺いします。大きな2番、子供の貧困について、11月は児童虐待防止推進月間でありました。昨今の報道等にもありますように、子供の貧困、家庭の貧困は、現代社会においてさまざまな問題の要因となり、虐待や非行、時には事件にまで発展することさえある社会問題となっております。今や6人に1人の子供が貧

困のもとで暮らしており、さらに深刻なことに、育児放棄も含む、児童虐待の対応数は年間7万件に及んでおります。近年、家族と地域のつながりが希薄となり、核家族やひとり親家庭などがふえている中で、子育てにかかる親御さんの負担が重くなっております。放課後の塾が当たり前になっておりますが、通塾できる子供がいる一方、通塾もできず、家に帰ってもだれもいないという子供たちがいます。その状況下では、通塾できる子供と、そうでない子供の学力や学習環境、学習への意欲や自信とは大きく異なってきています。貧困の連鎖を断ち切り、適切な支援を行うことは、福祉的な側面とともに、有用な人材が育てていく未来への投資でもあります。そこで、長与町がどのように取り組んでいるか質問いたします。子供の貧困対策の現状と課題は何か、お伺いします。ひとり親家庭の支援の現状と課題をお伺いします。乳幼児期の支援についてお伺いします。小中学生の就学援助制度についてお伺いします。医療費助成の現状と課題をお伺いします。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今日は一般質問2日目ということで、饗庭議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、ストレスに陥らないような再質問をぜひお願いしたいというふうに思っております。それでは2番目4点目の御質問につきましてはですね、所管をしております教育委員会から回答させていただきます。私の方からはその他の御質問についてお答えをさせていただきます。まず、1番目1点目の御質問でございますが、近年、公共交通機関利用者数の減少から、地域の公共交通を取り巻く環境は、全国的に非常に厳しいものがあります。特に路線バスにおきましては、この傾向は顕著で、この6年間で、全国で、1万1,160キロメートルもの路線が廃止されたとのことでございます。幸い本町におきましては、今のところ、このような事態は発生をしておらず、バス事業者の御努力もあり目立った減便、それから路線からの撤退、こういったものは無縁な状況にありまして、恵まれた環境にあるのではないかなと思っております。また、本年9月に国交省が全国の市町村ごとの公共交通の利用しやすさを地域公共交通サービスのアクセシビリティ指標として取りまとめております。その目的は地域公共交通活性化策を検討するに当たり、状況を数値化をいたしまして、自分の町の相対的なポジショニングを把握する、そういうことが重要であるとの認識によるものでございます。それによりますと、路線バスについて、バス停への平均的な距離、また路線密度、平均運行間隔、平均運行本数のいずれもが全国平均や同規模団体平均を大きく上回っております。バスにつきましては、比較的利用しやすい環境にあることが示されております。しかし、一方では、昨年9月に実施をいたしましたまちづくり町民意識調査によりますと、生活環境の充実度を尋ねた設問におきまして、公共交通が、8項目中、下から2番目に低い評価となっておりまして、買い物困難者対策を尋ねた別

の設問でも、コミュニティーバスや乗り合いタクシーの導入が最も多く、指示されたわけであり、今後、高齢化が進展するにつけ、以前にも利用し得たバス・JR等の利用が徐々に難しくなることが想定されます。また、これまでに要望にこたえる形で、バス路線が新設されたにもかかわらず、ほとんど利用されていないという実態がございましたので、路線維持の観点から、住民の皆さんとともにですね、このバスの利用促進に町としましても、努める努力が必要ではないかというふうに思っております。次に、2点目のコミュニティーバスについての考え方でございます。本町は、前述のような路線バスの利便性に加え、JR路線を有しております、比較的恵まれた環境にあるということは先ほど申し上げましたとおりでございます。高齢化の進展や斜面地の問題、さらに、町内各地区間の移動の困難さなども指摘されておりますので、新たな公共交通体系を構築する必要があるものとも考えております。榎の鼻区画整理区域の人口増加による交通渋滞の変化等も踏まえ、まずはバス事業者と協議し、既存バス路線・ダイヤの改善での対応を図り、それを補完するものとしたしまして、コミュニティーバス等の導入を検討してまいりたいと考えております。続きまして3点目のデマンド交通についての考え方でございます。コミュニティーバス等の運行形態といたしましては、あらかじめ定められたダイヤと所定のバス停による路線バスのような運行形態を「路線定期型交通」、それと、予約に応じて運行する形態を「デマンド型交通」と区分をしております。コミュニティーバス等の運行形態は、道路運送法による「地域公共交通会議」におきまして、関係者による協議を経まして、決定されることとなりますけれども、人口密度が高く、コンパクトな本町の特性を踏まえると、「路線定期型交通」を基本として検討していくことが、今のところ現実的であろうかと思っておりますけれども、引き続き、両者とも検討をしてみたいと、いうふうに思っております。次に、4点目の買い物弱者への対応についての御質問でございますけれども、2015年版、高齢社会白書によりますと、全国で、少子高齢化や加速化など社会環境情勢の変化によりまして、買い物に困難を感じておられる方々が、おおよそ700万人程度と推計されております。一方、本町では、昨年度実施をいたしました「まちづくり町民意識調査」における「生活環境の充実度に関する回答」では、「公共交通」につきましても、最も評価は低く、また「買い物」につきましても、「充実している」、「どちらかといえば充実している」と「充実していない」、「どちらかといえば充実していない」の割合は、ほぼ半数半数と拮抗しております。若い世代にかけしては評価が比較的高く、年齢が高くなるにつれて、評価が低い傾向にあるとの結果でございました。これまで本町では、買い物弱者対策といたしまして、商工会による買い物代行サービスを実施いたしましたけれども、ニーズが少なく廃止をいたしております。その後、大村湾漁協による移動販売が実施されましたけれども、これもまた、平成26年12月に休止というふうな形になっております。現在では、どういうふうな状況かと申し上げますと、訪問介護事業所による家事援助、社会福祉協議会による在宅福祉サービス、長与・時津シルバー人材センターによる福祉・家事

援助サービス、それとスーパー、コンビニ、また民間事業者による宅配サービス、こういったものが行われているようでございます。町といたしましては、「店舗までの移動が容易にできる生活環境」の確保に向けまして、公共交通機関との連携・協議を深め、バス路線のルート、あるいはダイヤの利便性の確保、コミュニティバス・乗合タクシーの導入等とも含めまして、今後も努力検討してまいりたいというふうに考えております。次に5点目の高齢者の免許証返納への取り組みとの質問でございます。運転免許証の自主返納への取り組みといたしましては、平成24年10月より、運転免許証自主返納に対する住民基本台帳カード交付手数料免除制度を設けているところでございます。制度の内容といたしましては、運転免許証を自主的に返納された65歳以上の方を対象といたしまして、身分証明書となる住基カードを希望される方に対しまして、無料で写真撮影及び住基カード発行手数料の免除という形で行っております。平成26年度中の運転免許証返納件数は、県下ではですね、2,598件、時津警察署管内で132件、そのうち長与町では54件となっております。住民基本台帳カード交付手数料免除制度を利用された方は27件となっております。ただ、住民基本台帳カード発行につきましては、今後もこのマイナンバー制度への移行ということになりますので、本年12月22日をもってカード発行の受付申請が終了するということになっております。町といたしましては、運転免許証の自主返納制度につきまして、警察等、関係機関とも連携いたしまして、周知をして徹底してまいりたいというふうに考えております。続きまして、2番目1点目の子供の貧困対策の現状と課題という御質問でございます。子どもの貧困対策の現状と課題につきましては、子どもの貧困対策法が平成26年1月17日に施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定をされております。「教育支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」、この4つの柱が示されておまして、学習支援やスクールソーシャルワーカーの配置などの「教育支援」をはじめ、ハローワークと連携をいたしました「就労支援」、生活全般の相談に対する「生活支援」など、各種事業を展開しているところでございますけれども、手当の拡充など「経済的支援」まで至っていないというのが現状でございます。国県におきましても、政策課題が多々ある中で、十分な予算が確保できていないというのが現状ではないかというふうに認識をしております。次に2点目のひとり親家庭への支援につきましてもの御質問でございますけれども、この児童扶養手当や医療費助成をはじめ、保育料等の負担軽減、また、資格取得のための自立支援給付金や就労活動への支援など生活の安定、自立のための相談・援助を行っています。課題といたしましては、ひとり親家庭の中でも特に母子家庭におきまして、半分近い世帯で非正規雇用となっております。ダブルワークなどで帰宅時間が遅いなど、各種相談事業に出向く時間がとれない実情があるようでございます。続きまして3点目の乳幼児期の支援につきましてもでございます。児童手当や医療費助成等をはじめ、妊娠期の段階から町では母子保健推進員の方々の御協力により全戸訪問、これを行っております。貧困等のリスクの高い世帯の早い時期での発見、並びに、子

どもの健康状態や発達の様子をチェックをいたしまして、栄養指導、養育支援など、子どもの成長に影響が及ばないように進めている次第でございます。次に、5点目の医療費助成の現状につきましての御質問でございます。乳幼児医療費助成に加えまして、ひとり親世帯につきましても、親と子どもの両方の医療費助成を行っているところでございます。また、生活保護世帯、それに準ずる世帯の児童生徒を対象に、虫歯や中耳炎など学習に支障が出る病気につきましては、児童生徒医療費助成制度の活用も行っているところでございます。課題といたしましては、乳幼児医療費助成につきましては、現物給付になっておりますけれども、1回につき800円、1月1,600円の上限で自己負担があること。ひとり親世帯につきましては、償還払いであることから、貧困世帯の子どもについて受診抑制となっていないか課題として認識をしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

（4）の小中学生の就学援助制度についてお答えします。経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助を行っております。認定基準といたしましては、生活保護法に規定する要保護者の児童・生徒を要保護児童・生徒として認定し、保護者が養保護者に準ずる程度に困窮している児童・生徒を準要保護児童・生徒として認定しております。就学援助費の費目につきましては、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、医療費を援助しており、このうち要保護児童・生徒につきましては、生活保護による教育扶助に含まれない、修学旅行費と医療費を教育委員会から援助しております。準要保護児童・生徒につきましては、援助費目の全てを援助しております。準要保護児童・生徒につきましては、平成17年に国の補助が廃止されておりますけれども、廃止以前の制度と同等の就学援助制度を町単独で行っており、平成26年度は小・中学校合わせて49名を要保護者児童・生徒として認定し、435,440円の援助。それから準要保護児童・生徒につきましては479名を認定し、35,560,527円を援助しております。今後も町内の子ども達が均等に学習できる機会が保てるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは再質問の方に入りたいと思います。まず最初に生活交通確保の現状と課題で、路線バスは今のところ廃止もないし充実してるのではないかというお話でございましたけれども、長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げてありますように、路線バスの充実、コミュニティ交通の導入、公共交通の利用促進と鉄道の充実、4項目掲げられておりますけれども、この中で具体的にですね、今後進めていく中で、どこを最初に



というか、優先順位がいろいろあるかと思うんですけれども、どこを進めていく予定なのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

路線バスにつきましてはですね、全国的な水準からいきますと、さほど深刻な状況にはないというところは町長の答弁にあったとおりでございます。ただ、議員御指摘のとおりですね、高齢化が今後進んでいくという中において、これまで利用していた公共交通がですね、利用しづらくなるということも当然でございます。それと斜面地の問題、それと町内の、長崎市方面は一定ですね、路線はダイヤが確保されておりますが、町内での移動がなかなか困難であるという御指摘を踏まえましてですね、やはり優先度としては、コミュニティバスがですね、1番高いものと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

コミュニティバスの分はもうちょっと先で質問したいと思うんですけれども。この生活交通確保の中で、高齢者というところだけではなく、やはりこう車を運転しない人とか車の運転ができない人っていうのは、やはりなかなかこう不便を感じておられるのではないかというのが、先ほど町長の答弁にもありましたように、町民の意識調査では24.1%ということになっていたかというふうに理解しておりますが、この高齢者というところに特化するわけではなくですね、足が、なんて言うんですかね、生活の足が困ってる方への対策としてはどのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

高齢者に限らずですね、免許をお持ちでない方、もしくは障害をお持ちの方、またあの妊娠されてる方ですね、さまざまな方がいらっしゃいます。ですので、特定のもので、スポットを当てるということではなくてですね、やはり移動におきまして、利便性もしくは移動が困難であると感じていらっしゃるような方に対するですね、一定の行政サービスといたしまして、やはり全国的にコミュニティバス、あるいは乗り合いタクシー等が検討され導入されてきておるといことがあると認識しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それではやはりコミュニティバスが必要だ、ということであろうかと思っておりますけれども、前回の議会でも、質問が同僚議員から出ておきまして、早急に導入すると。しかし

ながらこのコミュニティバスの問題は、議会で取り上げた中を調べてみますと、平成17年3月議会からというふうに約10年間、経過してるという状況の中で、本当にこれが導入できるのかと、思ってるのか、そのあたりをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

コミュニティバス、もしくはその町内での移動の利便性確保に関しましてはですね、随分昔からですね、議論されてまいりました。私ちょっと資料を持ってきておるんですが、実は、まずは、コミュニティバスの導入に先立ちましてですね、路線バスのダイヤもしくはそのルートにおいて、対応していただきたいということで、バス事業者との繰り返しですね、協議をしてまいったところがございます。実はですね、平成10年、11年、12年という、随分昔なんですけど、バスの時刻表が手元がございます。で、事業者におかれましてもですね、地域住民の要請に応じてくださってですね、例えば、町内循環線と言ったものをですね、一定走らせてくださっております。以前は長与駅前ですね、大型のバスが止まってるという光景を目にされた方もいらっしゃると思います。長与町内線という名称でですね、バスの時刻表にも載っております。ただ、やはり、走らせてはみたもののなかなか利用していただけないという中で、やむなくですね、廃止せざるをえなかったというようなことがあろうかと思えます。ですので、先ほどのですね、総合戦略の中にもございましたが、利用促進という観点が今後は重要になってくるというふうに考えています。ですので、地域公共交通会議におきましてもですね、利用者代表という方に入っていただきます。それはやはり、走らせるからにはですね、是非利用していただきたいというところですね、やはり地域の皆さんと行政が一体となって進めていく必要があると、いうことを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

利用促進をしていくということでしょうけども、この10年間進まなかったものが、これから必要なのは必要だと思うんですね。とても必要なんで、足の確保には必要だけれども、このコミュニティバスというところにごく拘っていると、成功事例もあるでしょうけれども、昨日の同僚議員の質問のときにお答えがあったように、バスが必要であると、アンケートでは90%以上が答えます。しかしながら、その走らせると空気を乗せたバスか、と言われるほど、誰も乗っていないという現状だというのは認識されてるところだと思います。そうした中で、このコミュニティバスというのにこだわる必要があるのか、もっとこうデマンド交通ですね、次のデマンド交通に向けて、もっとこう、考えを変えていく必要があるのではないかなと思ってるんですけども、そのあたり

はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

デマンド型交通とですね、先ほどありましたが、路線定期型交通の違いは、予約があった時のみ運行するというのがデマンド型交通でございます。ある意味その柔軟性が高いと、いう表現もできると思います。一般的にですね、人口集積の度合いが低く、住居が点在する地域をですね、路線、バス停を予め定めて、一定のダイヤで走らせる、路線定期型交通で対応しようとするとはですね、要は冗長な運行ルートになると。なかなかそのバス停はあっても人が乗ってこない。そういう実態がありまして、で、コミュニティバスがなかなかうまくいかない場合に、デマンド交通だったらうまくいくんじゃないかというような、全国的な流れにあるようです。本町の地域特性を見た場合ですね、非常にコンパクトな中に人口密度は県下で随一でございます。たくさん密集して住んでいらっしゃる、という中においてはやはり、現実的な対応としては、デマンドではなくてですね、路線定期型の交通がふさわしいのではないかと。現状ではそういう考えを持っておりますが、当然、両方の可能性をですね、踏まえながら今後検討していきたいと思っております。もう一つ、この10年できなかったのが、この先できるのかというお話でございます。以前からの議論でございました。町内での移動にやはり交通結節点というのが大きな観点になってまいります。そこが、それがですね、榎の鼻区画整理地域にですね、一定の結節点が想定されるということが一つ、それと、高齢化がですね、加速度的に進んできているということです。ですから、10年前はなかなか利用していただけなかったけれども、仮に今同じルートで運行するとですね、それなりに利用していただけるとではないかと、そういったですね、高齢化の進展ということもですね、一定、考慮すべきだと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それではそのコミュニティバスがいいということでもありますので、それは運行予定はどこを目標に定めておられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

昨日からですね、地域公共交通会議という言葉が出ておりますが、道路運送法による会議でございます。で、この中でですね、運行形態であるとか、車両であるとか、運賃なども検討していくわけですが、皆さんに集まっていただいて、さあどうしましょうか、というわけにはまいりません。ですので、行政の中で、私どもの方でですね、住民の皆

さんからの御意見も踏まえながらですね、想定をいたしまして、その妥当性をですね、公共交通会議等で検討していただくということになります。国交省のですね、一般的なそのコミュニティバス等の導入分に係るですね、手順を示したものがございます。それによりますと、やはりですね、最初の白紙の段階からであると、やはり2、3年と、一定ですね、交通需要等の把握ができてると、その中で一定の想定ができてる場合で最短で約1年ということが想定をされておりますので、できるだけですね、早い段階で実現するよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

再度質問させていただきますが、国の方針とか重々承知してるところでございますので、この長与町でいつを目標にしてるかっていうのを伺いたいわけですよ。国は2、3年をかけてって1年後にはって言われてるので、長与町として先ほども言いましたひと・まち・しごと創生にも挙げてるわけですから、どこかに目標をおいてないと、この10年間できなかつたけど、2、3年後できるかなではなくて、何年後に開始を目標としたいと、目標としてできるかどうか別としてもですよ、目標がないと進まないんじゃないかということ懸念してるんですね。そこを1点だけ、簡明に答えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

松尾企画部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

先ほどから総合戦略というお話がございますけども、これにつきましては、今年度から5年間ということでの目標として掲げておりますので、ただ5年後にやりますということではなくてですね、今課長の方からも答弁しましたとおり、やりようによっては早く1年とかですね、そういったところでできるという、これは国がその期間でやりなさいということではなくてですね、標準的な期間としてそういった、2、3年かかるものもあるというようなお話でございますので、5年間かけたいと思っておりますので、できるだけ早くこれをやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

できるだけ早めの実現をお願いしたいというふうに思います。それではまたデマンド交通のところでは長与町の地域が合わないとというようなお話ではありましたが、なかなかコミュニティバスも本当にこう赤字じゃなくやっていけるのかということもありますので、新しいものとして乗り合いタクシーとかはいろいろ言われてますけれども、その他に、今のデイケアとかデイサービスとか施設の送迎バスが朝に夕方にと走っ

てますし、幼稚園の送迎バスも朝に夕方に走ってるかと思います。そこの連携をするとかいろんな、何て言うんですかね、法超えなければならぬことたくさんあると思うんですけれども、そういう新しい発想というのがですね、考えられないのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

おっしゃるようにですね、送迎バスですね、等を日中活用するというような、発想も当然ございます。ただですね、やはり公共交通として、走らせるからにはですね、一定の安全性の確保というものがですね、求められるというところでございます。ですので、国としてはですね、原則としてバス事業者への委託を最優先で検討をするべきであるというような方向性を示しております。それはやはり、安全性の問題、それと環境への負荷の問題、そういったところでバス事業者においてはその部分でのですね、知見ノウハウがあるというところを踏まえての一定の方向性だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

いろんな発想を取り入れてですね、交通会議ですかね、その中で、していただければというふうに思います。そしてその次に、この買い物弱者なんですけれども、全国では600人と推定されたのがまた新しく全国で700万人いるんじゃないかというふうにごております。この長与町で買い物弱者4万2,000幾らの人口の中で、どれくらいいると把握をされてますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

町内に買い物弱者に該当する方がどれぐらいいらっしゃるかっていうことは、私どもの方では、把握をいたしておりません。あの、ただですね、先ほど申しました、高齢社会白書、これ、ちょっと手元に私ども持っていないんですが、ちょうどインターネット等を見ておまして、そういう中の最新版の基準の中で、こういった700万という推計されるその計算式とございますか。そういうものがちょっと若干、掲載をされておまして、周囲1キロ以内に生活インフラ、いわゆる病院とか駅とか、そういったものがない地域の方々を推計した数字が700万人と、いうふうにされておることとございます。果たしてそれをそのまま長与町に持ってきて、それが想定されるのかなど。いう中でなかなかそういうものを推計は難しいということで、私どもの方としましてはですね、先ほど申しましたように、推計をいたしておりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

推計はできていないということですが、どれぐらいいらっしゃるかっていう把握が必要かなと思うんですね。なかなか数字とは難しいものなのかなと思うんですが。先ほど、答弁にありましたように、訪問介護とか家事援助を使って、買い物弱者対策をしていると、いうことでありましたけれども、これは介護保険の範囲内と企業さんの宅配もあるかと思いますが、そうした中でですね、町としてのその買い物弱者と言われる方に、介護保険にしてるから十分なんだよっていうことであるのか、その他に何かこう、買い物弱者の対策としては、5つ挙げられてるんですけど、これ長与町という意味じゃなくてですね、全体的なところで挙げられてるのは、家まで商品を届けるか、近くにお店をつくるか、家から出かけやすくするか、コミュニティを形成するか、物流の改善効率化というようなものを改善すると買い物弱者の取り組みとしていいですよと言われてるんですけども、その中で長与町では、どんな形でその取り組みをしたいと思われてるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

長与町としての取り組みということでございますけれども、昨日からの市街化地域の活性化とか商店街の活性化とか、そういうものも含めましてですね、基本的には先ほど今、議員が申されたまず近くに店をつくる、そういったふうな操業しやすい環境の整備、そういったものについては、昨日申した申し上げましたように、総合戦略にも挙げております。そういった中で取り組んでいって、空き店舗等を含めた、近くに品物が揃った店を誘導するとか、そういう取り組み。それから3番目の家から出かけやすくする、ということについては先ほどから出ておりますコミュニティバスあるいは乗り合いバス、そういう面からの進めていく。もう1点の家まで商品を届ける、こういう部門については、そういった事業所のいろんなその経営方針あるいは経営計画、これにつきましては、事業所の方でも十分検討していただいて進めていただきたいというふうなことで、それに対する、いろんな協力できるものについてはですね、当然協力をさしていただきたいと思いますが、事業所の分についてはあくまでもこれは事業所の経営努力といいますか、そういうものを1番として、やっていただきたいというふうな基本的なことをお願いしたいと、いうふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

商業的なところはですね、本人の経営努力も勿論必要でしょうけれども、行政として

もサポートしていただければというふうに思います。そして次にその免許証の自主返納なんですけれども、住基カードがなくなるのでマイナンバー制度に伴い、その後は返還することによる特典をいろいろつけてらっしゃる自治体も十分ご存知だと思いますので、何て言うんですかね、返したらこういう特典がありますよと、バスの割引とかタクシーの割引とかいろいろあると思うんですけれども、住基カードが今までありましたよと、これがなくなるに向けて、どんなサービスを考えてらっしゃるか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

現在、今行っておりますのは、先ほど申し上げました住基カード、この交付手数料あるいは写真撮影っていうことでございます。県内における、その自治体による支援策というのは、私どもがちょっと調査をいたしたところでは、この免許証、この同じような手数料免除、それ以外は県内ではないようでございますが、当然県外の他の地区によりましては、いろんなタクシー券、あるいはバス回数券、そういった対応されてる自治体もあるようございます。あとはもうタクシー協会の方が自主的に1割カット、1割引きというふうなことで対応されてるタクシー協会、県内ですね、そういうところもあるようございます。それで今後の支援策として、どう考えているかということですが、今、具体的にどうこうということを上申することは、なかなかもう難しい、ということですが、何らかのですね、私どももそういった、自主返納を基本として、ただ、それに、自主返納された方に対して、長い間運転お疲れさまでございました、という、何と言いますか、感謝の意味を込めまして、何らかのそういった、支援策ができないかというのは十分検討をさせていただいて、その際にまたお願いをしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、返納したいけれどもやはり返納すると運転ができないので困るとかの先ほどの交通の足にもかかわってくるんですけれども、何らかの対策をとって、交通事故が増えておりますので、それを減らすためにも必要なというふうに思うんですね。やはりこう、本当は返したいけど、周りからも危ないと言われてるけど、やっぱり、動く手段がないというところでしてますし、特典が何かあればなというところで、よその県を調べてる方は、物を購入したらそれを見せると自宅まで配送してくれますよとか、いろんな、県外ではございますけれども、サービスもあるので、そういうのも研究していただいて、是非ですね、長与町に住み続けたいということで、人口減少の歯止めにもですね、つながるかと思っておりますので、そのあたりを考えていただければというふうに思います。次の質問に入っていきたいというふうに思いますけれども、子供の貧困対策とい

うことで、子どもの貧困対策法が平成26年に決まっております、その第4条に、地方自治体の責務っていうのが掲げられてるかと思います。その責務について、長与町ではその対策法を踏まえて、どのように取り組みたいと考えてるのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

はい、回答いたします。まずは1番、1番はまず貧困に陥ってる子どもさんの早期発見が最優先だというふうに思っております。今までは相談っていうのは、来る方、受ける側っていうことでしてるところが多かったのかなと思ってるんですけども、現在では早期発見のためにですね、子どもさんでのいる世帯をなるべく全戸訪問をっていうことで、これは以前から行っておりましたけれども、母子保健推進員さんにおいて全戸訪問を行っております。これが妊娠時に1回、出生時に1回、1歳になった時に1回、そしてまた2歳になった時に1回と、子どもさんの乳幼児期につきましては4回ですね、全戸訪問を行いまして、実際にご自宅の方に伺いますので、その世帯の家庭状況であるとか、子どもさんの養育の状況であるとか、まずはそういうところを見ていきながら、リスクの高い世帯がどこかなっていうところを発見をして、発見した際はですね、いろんな福祉のサービス制度がございますので、そちらの方につなぐようにしておるところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

訪問を積極的に行われてるっていうことですので、是非あの、早期発見、早期支援にですね、繋がるように今後もしていただければと思います。その中で、先ほども話もあつたかと思うんですが、生活困窮者自立支援制度の中で子ども学習支援や就労準備支援事業が任意の事業というふうになってるかと思います。そのあたりも取り組んでいきたいというお話だったと思いますけれども、そのあたりの具体的などころがあれば、教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

生活困窮者の自立支援法が、今年の4月1日から本格施行されました。これの実施主体は、県の方の、長与町でいうところの西彼福祉事務所さんが実施主体で、町の社会福祉協議会が委託を受けて実施をしてるところです。今現在は任意事業というのをやっていないんですけども、4月入ってすぐですね、所長さんとですね、学習支援をまず取り組みたいねっていうことで、お話をさせていただいているところです。実際長与町で、これはもうボランティアの団体の方なんですけども、数年前から学習支援ボランティア



っていうことで取り組みをしていただいております。現在も継続して来られてる子どもさんが6名ほどいらっしゃるんですけども、学校を引退された先生方がメインになってですね、あと大学の学生さんがボランティアで学習支援をしていただいているところなんですけども、地域福祉ボランティア基金というのもありまして以前は助成等も行ってたんですけども、実施主体がボランティアさんってところで1回なくなって、また昨年から復活して始まっているところなんですけども、やはり行政の方もですね、学習支援ってというのが、子どもさんの貧困の連鎖を断ち切るには、一番の優先課題ではないかなっていうことで、どのようにすれば一番有効に出来るのかなっていうところで、検討はしているところなんですけども、実際に事業の実施までは至ってないんですが、今年度中に何とかできないかなっていうところで、協議はしてるんですけども、今のところ実現には至っていない状況にあります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい、是非今年度中に実施できるといいなと思います。次にですね、ひとり親家庭への支援のところなんですけれども、ひとり親の方が困窮してるっていうのが54.6%というところで、かなり多い数字かと思います。その中で、ひとり親の方にちょっとお話をいただいた時にですね、お金が必要なときに貸付制度がありはするんですけども、連帯保証人が必要だというところで、なかなか保証人の方をお願いするまでの時間もないですし、そうではなくて、少しの金額なので、身分証明書か何かで貸していただけるような制度はないかということも何回となくお話をいただいたんですけども、そのあたりはどのように考えられてますか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

貸付制度の件なんですけども、確かに母子相談自立支援相談員さんがいらっしゃるんですけども、貸付の件数がなかなか伸びないと。やはりその要因には、連帯保証人さんが2人必要であったりとか、お願いをするお母さんかお父さんが年齢的に、連帯保証人になっていただけないところとかありまして、何とかこの貸付がもっとスムーズにできないかなっていうところで、検討はしているところです。例えば1人で、1人の連帯保証人でできないかなっていうことは、お話はさせていただいているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい、そうですね。是非その連帯保証を減らして、より借りやすいついていうかですね、していただければ。それがなぜかという、母子家庭でいらっしゃる、就職した

いということで、就労の相談にこられるんだけど、面接に行くのにですね、履いていく靴がないとかですね、そういう細かいところもかなりあるのですね、きめ細かい支援が必要かと思うんですね。高額借りると返せないからやっぱり借りたくない、とも言われるので、是非その、何て言うんですかね、現状に合った貸付を考えていただければなというふうに思います。そしてもう1点、その1人親の方がやはり、住居費というのかなりいろんなところでかかるのが、それが負担になってるっていうお話も聞いて、長与町の町営住宅に優先入居がないのかなっていうところをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

町営住宅のその優先というのは、今のところございません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

子どもの貧困、子育てを応援するという面からはそういう面も考えていただけないかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

公営住宅に入られる方は低所得の方ということで、そういう位置づけで入居させていただいてますので、そういうふうなことでですね、1戸につき大体十何人とか、そういう応募者がございます。それで公開で抽選をして入っていただいています。そういう低所得の家庭を優先にということで、募集をしていますので、募集をされる方は低所得な方々だということを認識しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

低所得者対策でされてるけれども、それで、よりその1人親家庭の方にもっと支援してほしいということで、ちょっとお願いをしたところでございますので、皆さんが平等にというのはわかりますけれども、何をもちて公平、公正かっていうのは、ちょっと考えていただくとうれしいかなというふうに思います。それではその乳幼児期の支援っていうことで、先ほどやはり早期発見のために、栄養の改善とか、いろんな形で支援をしていくのが必要だということ言われてたと思うんですけれども、そうすると、やはり乳幼児期ということですので、保育所に預けてらっしゃる方が多いかと思うんですね。そしたら保育所でも、それをより気付く、ということが必要かと思うんですけれども、

そのあたりは保育所への指導ではないですけれども、何か気づいたら御連絡をとかいうのがあるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

定期的に、園長会議等も行っているところなんですけども、1人親であったりとか、生活困窮であったりとか、気になる子どもさんについてはですね、いつでも連絡をしていただくようになっております。乳幼児期というのはいろんな体験とか経験を積まなければいけない時期でもありますので、そこでの世帯に限らず、全ての子どもさんがですね、色んな失敗体験とか成功体験とかしていただいて、子どもにとってありのままの自分を受け入れてくれるっていう存在が必要ではないかなっていうふうに思っていますので、そのあたりは、保育園の方ですね、しっかり受けとめて行っているというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非ですね、支援をしていただいて、やはりその子どもの頃がですね、1番それがこの後の人生にね、影響するかというふうに思いますので、お願いしたいと思います。そして次にこの小・中学生の就学援助制度ということで、準要保護世帯が市町村で認定するというところで、全国的と同じ基準で続いてらっしゃるということで理解したんですけども、この申請というのが、なかなかこの申請主義っていうところで、ご家族が申請しないと保護にならないっていうようなお話を聞いておりますけれども、その困ってる人にこそ情報が伝わりにくいと、なかなかその情報を得る時間もないですし、余裕があるところから情報が入ってくるんですけども。一生懸命働いてなかなかですね、その情報が入ってこないというところで、この申請できますよっていうのはやはり、学校で、先生方もかなりお忙しいと思うんですけども、伝えていくということが、保護者にですね、こうお話をする機会に伝えていくことも必要かなと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田教育総務課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

今、就学援助の申請につきましては、新入学生については、入学式後に案内を配布して、全員に配布しております。あと、小学校の1年生から5年生、中学1、2年生の在学されてる方については、3学期に全員に配布しております。あと子育て支援ガイドブック、大きくなーれ！の方にも掲載しておりますし、今年度から町のホームページの方でも周知しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

先ほどのPR的なことになりますけども、児童扶養手当の方を児童福祉の方にですね、申請をしていただいた時点ですでね、そういうものの案内もですね、お願いをしてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

たくさんあるんですけど、例えばですね、給食費の未納の場合には、こういうふうな準要保護の制度もありますよということを校長がですね、学校が家庭に知らせてですね、その結果手続されて基準に合致したら、納められるようになったということで。これによってですね、随分未納がですね、減ってまいりました。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、皆さんに詳しくお答えいただいて、おっしゃるように連携をね、とっていったらいいのかなと思っていましたので、すごくその未納とかいうところから連携がとれてる、ということでもありますので。いろんな形でですね、やはり学校で気づくこと、ご家庭で気付くこともあるでしょうし、ご家庭でなかなか言えない、子どもさんにももちろん、親御さんも言えないでしょうし、そういうこともあるので、是非お願いしたいなと思います。そして最後にこの医療費の助成のところなんですけれども、いろんな形で今助成をされてるということですが、18歳になった時に多分それが終わるんですよ。そうした時に今はやはり、高校から専門学校や大学へ行かれるところで、母子家庭のお母さん方、そこが1番苦しいと言われてるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

そうですね、18歳を過ぎて、まだ高校生の方にはですね、20歳まで支援はしているところなんですけども、ちょっと大学生まではまだ、対象となっていないところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今後ですね、政策の中で拡充していただければなというふうに思います。やはり子どもさんが、この生まれ育った環境で左右されることがあっては絶対にならないというふ

うに思っておりますので、子どもに優しいまちづくり、そして高齢社会から見ると高齢者に優しいまちづくり、両方の観点からですね、是非あの、幸福度日本一の町になるように願っております。これで質問終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7番、安部都議員の①災害時の避難場所のあり方と救助と避難について。②道の駅での長与の農産品・特産品の販路拡大と活性化について。③マイナンバー制度についての質問を同時に許します。3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さまおはようございます。今、ただいま、私の心拍数125と上がっております。これ以上、上がらないように穏やかに一般質問を行ってまいります。①災害時の避難場所のあり方と救助と避難についてお伺いいたします。東北大震災から4年9ヶ月が経過をいたしました。未曾有の大災害であり、未だに仮設住宅で生活している避難被災者が、平成27年3月時点で、2万3,794人に上っております。私も昨年、福島の高田避難困難区域と言われる大熊町・双葉町・浪江町に視察に行き、被災者の生の声を聞いてまいりました。これからも風化させることなく、被災者の心に寄り添った支援が必要とされます。そこで、本町においても、災害時の避難場所のあり方や救助・避難などについて格差のない対策を講じる必要があります。そのことについて質問をいたします。

（1）一時避難場所と避難場所のあり方、目的の違いは何でしょうか。（2）災害時にパニックを生じないよう避難訓練を実施するよう必要があるが検討はどのようにでしょうか。

（3）何より人命が重要となります。避難場所・避難経路などを含めた対策もお伺いいたします。（4）ハザードマップの進捗状況はどうかお伺いいたします。②道の駅での長与の農産品・特産品の販路拡大と活性化についてお伺いいたします。道の駅は、長崎市と本町の通勤・通学者にとって中心となる駅であります。住所は市内に位置しますが、本町のかかなりの住民も多く利用し利便性が高いと予測されます。その特性を生かし、真の道の駅として生まれ変わり、本町の農産品・特産品の販路拡大し、活性化する考えはないのかお伺いいたします。（1）道の駅での1日の利用者の通勤・通学者の把握はされていますでしょうか。（2）道ノ尾駅に農園レストランの開設し、農産品・特産品などを販売し、本町の活性化をする考えはないかお伺いいたします。③マイナンバー制度についてお伺いします。来年からマイナンバー制度が開始されます。本町も11月13日より、順次、全世帯にカードの配布がなされました。この制度においては、早くから、安全性についての疑問の声も国民から上がっており、現にマイナンバー詐欺の被害もあっております。今後の取り扱いの安心・安全性についての本町の対策をお伺いいたします。答弁お願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員の一時避難場所と避難場所についてということで、そのご質問にお答えをさせていただきます。1番目の1点目のご質問でございますけれども、東日本

大震災におきまして、切迫した災害の危機から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難場は区別されておらず、被害が拡大するケースがありました。こうした反省を受け、平成25年6月に災害対策基本法が改正されたわけですが、もともとこの災害対策基本法というのは、昭和36年の伊勢湾台風のときに、昭和38年、それを受けまして、最初の災害対策基本法ができたわけですね。そのあと阪神・淡路大震災がありまして、その時に平成7年に2回、この改正を行われてます。そして、今度の東日本大震災ということで、また改正がなされたわけですが、こうした切迫した災害の危機から避難するための「指定緊急避難場所」と一定期間滞在し避難場の生活環境を確保するための「指定避難所」が明確に今回は区別をされたわけですが、本町では、後ほどご説明する国の指定基準に従い、今年6月に長与町地域防災計画の中で避難所の見直しを行いました。「指定緊急避難場所」の指定基準では、地震・土砂災害・洪水・津波など災害の種別ごとに避難に適した場所かどうかを定めることとなっております。さらに、災害発生時、速やかに開放されることや安全区域にあること、安全な構造であることなども認められております。当町におきましても、改めて避難場の調査を実施をいたしまして、公園や学校など59箇所の「指定緊急避難場所」の指定を行ったところでございます。一方、「指定避難場」は、災害発生後に一定期間滞在する場所になりますので、「指定緊急避難場所」ほどの厳格な規定基準はございませんが、避難者を滞在させるための適切な規模や設備を有することや災害による影響が比較的少ない場所にあることなどが定められておるところであります。町では概ね100名以上を収容できる施設を目安といたしまして、体育館や町が管理する公共施設など26箇所の「指定避難場」の指定を行っております。災害対策基本法では、基準を満たせば「指定緊急避難場所」と「指定避難所」とは相互に兼ねることができることとなっております。町では、町民の利便性を考慮いたしまして、体育館や公共施設など26箇所の「指定避難所」につきまして、緊急時に避難する「指定緊急避難場所」としても、同時に利用できるというふうにしております。これによりまして、緊急避難から長期避難まで連続した利用が可能となり、切れ目のない支援が実現できるところでございます。今後、広報やホームページ・ハザードマップなどによりまして、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の周知徹底を図りまして、町民の安全確保に努めてまいりたいと思っております。続きまして、2点目の避難訓練の実施というご質問でございます。9月議会でお答えいたしましたとおり、この避難訓練につきましては、町内42の自主防災組織が中心となりまして、長崎市消防局や消防団などと共同をいたしまして、避難訓練を実施をしております。昨年は延べ690名が参加をいたしております。近年は、日本赤十字社や介護施設と連携した訓練など、協力関係の広がりを見せておるところであります。防災訓練の内容といたしましては、初期消火訓練あるいは、AED講習、災害時の炊き出し訓練、地震体験車による訓練、危険箇所や避難経路等を確認する災害図上訓練など、参加者に興味を持っていただくよういろいろと工夫を凝らして、行っておるところであります。

来年度は、長崎県の総合防災訓練におきまして、長崎市・長与町・時津町が合同で訓練を行う予定になっております。行政に加え、自衛隊や警察消防民間など様々な関係機関が参加し、当町の消防団や自主防災組織も参加いたしますので、大災害に備えた良い経験、良い体験になるのではないかと確信をしております。今後、こうした大規模な訓練と並行いたしまして、地域での防災訓練の内容もより充実させていきたいと考えております。自主防災組織と消防団の連携を強化をいたしまして、自力避難が困難な方につきましても、地域の中で支援ができるような体制づくり、そういったものを目指して、進めてまいりたいと思っております。続きまして、3点目と4点目は関連がございます。3点目の避難場所・避難経路などを含めた対策。4番目のハザードマップの進捗状況これについて、答弁をさせていただきます。まず避難場所につきましては、1点目のご質問をお答えいたしましたとおり、国の基準、これに準じた見直しを行ったところがございます。避難経路につきましては、お住まいの場所や災害の規模、種類により変わってまいりますので、地区別の土砂災害は、土砂災害ハザードマップこういったものを活用して、地域の中の危険箇所を把握をし、どの道を通って避難するのが適切なのか、そういったものを住民の方々には考えていただきたいというふうに思っております。また、過去の災害では、避難場に避難する途中で、被災してしまうケースも生じていました。そういったことから、内閣は昨年4月に避難勧告の指針を改正いたしまして、避難行動の新たな考え方を示されたところであります。その中では、従来の避難所への避難だけではなく、災害が切迫した状況では家屋内に留まって崖から離れた場所や2階に避難する「屋内安全確保措置」と言いますけれども、そういったことやマンションなど近所にありましたら、より安全な建物に避難する緊急的な、退避場所への避難というものも有効とされております。こうした避難行動の考え方や避難経路もみなさまにご認識いただくためには、このハザードマップというのが最も効果的であると思っております。ハザードマップはより見やすい形で、現在修正を行っておりますので、修正完了後は、ホームページにも掲載をいたしまして、来年度の梅雨時期前には、全世帯へ配布を行う予定でございます。次に、2番目1点目の道の駅の1日の通勤・通学者の数でございます。町内各駅の利用状況は、毎年、九州旅客鉄道株式会社からデータを提供していただいております。その中によりますと、通勤・通学の区別はございませんけれども、乗車・降車の別で集計をされております。それによりますと、平成26年度の道の駅の1日平均乗車人数これが920人、降車人数896人、計1,816人となっております。近年の傾向といたしましては、利用者が増加傾向にあるようでございます。乗車・降車合計で、平成22年度には1,462人であったものが、平成26年度には前知のとおり、1,816名となっておりますので、24%の増加、354名の方々が増加しているというような結果でございます。続きまして、2点目の道の駅に農園レストランを開設し、農産品・特産品などを販売し、本町の活性化をする考えはないのかというご質問でございますけれども、道の駅に農園レストランの開設ということになりますと、駅舎はJRの



所有というふうになっております。JRとの協議が必要となってくるわけでございます。今までレストランのスペースや今まで長与町への駅舎の対応等々を考えてみますとですね、駅構内への開設というのは、非常に困難じゃないかなというふうな感情を持っております。また、駅舎周辺での開設というふうになってまいりますとの用地の確保という1つとなってまいりますので、レストランを開設したいと強く念じておられる方がいらしゃらない限りですね、なかなか難しいんじゃないかなというふうに判断をしております。続きまして、3番目のマイナンバー制度についてのご質問でございますけれども、この制度は、国民一人ひとりに12桁の個人番号を割り当てまして、社会保障・税・災害対策の3分野におきまして、個人番号を利用することで、住民へのサービス向上あるいは行政事務の効率化、こういったものを図るものでございます。国の番号制度導入趣旨はですね、番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤でありまして、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、そしてまた公平・公正な社会を実現するための社会基盤であると、こういったふうにされておるわけでございます。番号制度は、地方自治体にとりまして、今までになかった規模の改革ということで、これまでの行政の手続も大きく変えていくものとそういったものであるといっても過言ではございません。本町におきましては、職員に研修を実施するとともに、先の議会で特定個人情報の厳格な運用を定めまして、また、制度の確実な運用に向けまして、システム改修などの作業も行っています。また、番号制度を円滑かつ確実に導入するとともに、さらなる住民サービスの向上や行政事務の効率化を推進するため、その具体的な取り組みや体制を「マイナンバー制度行動計画」として策定をしております。事務担当職員におきましては、パスワード管理を実施をいたしまして、セキュリティ対策として、個人用業務端末からインターネットへの接続を切り離すなど、細心の注意を払っております。これは基幹系と情報系の切り離しということでございます。マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の所得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問などに関する情報が寄せられておきまして、12月号の広報ながよにも掲載しましたけれども、内閣府のコールセンターや消費生活センター、警察などの相談窓口をご案内するなど、周知を図ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、質問に移らせていただきます。昨日、同僚議員からの防災についての質問の答弁がありましたけれども、現在、本町でのメール、災害メールでの確認など、情報発信をリアルタイムで行って、955人が今、登録をされてるということでしたけれども、「緊急避難場所」と「一時避難場所」ですね、施設ですね。そういったところでもありますけれども、現在、そのように高齢者の方たちがですね、そういった「一時避難

場所」「緊急避難場所」にですね、瓦れきも前回のような台風19号ががった台風がひどい中、水害がひどい中ですね、瓦れきの中、またその側溝が水が溢れだす中ですね、果たしてその高台から高齢者の方ですね、妊婦さんとか障害者の方、みんなが安全に避難場所にですね、避難をするということが実際、本当にできるのかどうか。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

お答えをさせていただきます。「指定緊急避難場所」に実際、暴風雨の中、避難ができるかというご質問だと思いますけれども、確かに議員さんおっしゃるようになりますね、天候によりましては、なかなかその避難場所自体ですね、行くことは難しいということも発生してくるかと思います。そういった場合にはですね、やはり、天候あるいは色々な情報を考慮しましてですね、二次災害のおそれがあるということであれば、家の中にとどまっていたら、しばらく待機をしていただくという方法もあるかとは思いますが。例えば、今年度9月の大雨の災害のときですね、宮崎県だったと思いますけれども、ある市では、二次災害を心配をいたしまして、避難情報のみに留めたということもございましたので、そういったこともいろいろ勉強しながら検討していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、やはり全員の方がね、安心して安全に避難ができる場所がないといけなわけですね、自宅でも前回でもその屋根が飛んだりですね、ガラスが割れたりですね、もう相当被害が多かったわけなんですよね。そういった中で、やはり避難をしたいときに避難を弱者の人たちが避難ができる場所が必要だということで、やはりこの防災拠点施設の重要性があると思うんですけれども、現在の避難場所は、かなり30年以上ですね、町内でも老朽化しております。そして耐久性もですね、なかなか確保できない中、そういった中でですね、やはりこの防災拠点施設という役割が重要ではないかなというふうに思いますけれども。その防災拠点施設は、やはり先ほどの答弁でもありましたように、この食料且つ防災機器の器具などの書庫または物資・食料の備蓄倉庫としての機能も持ち合わせているというところで、やはりこれは重要かなというふうに思いますけれども、そういったところでやはり優先順位として、今後、建て直しなどは検討はないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今、議員さんご質問の防災拠点っていう施設は、防災センターのことを指していらっしゃるかと解釈してご回答させていただきますけれども。防災センター幾つか町内にございますけれども、基本的には、他の施設古い公民館等に比べますと、比較的まだ新しい方の部類ではないかとは考えております。また、避難場所ですね、「指定緊急避難場所」これは例えば公園とか集会所とかグラウンドとかございますけれども、「指定避難所」こちらはですね、体育館とかホールとかあるいは武道館とかまたはその大きな公民館ですね、そういったものを施設を利用させていただくこととなりますので、耐久性といたしますか、建てかえに関しましては、消防の方では、ちょっと計画ということは立てることができませんけれども、所管をしておりますそれぞれの課の方にですね、いろいろ御相談をしてですね、対応してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、この「緊急避難場所」にしてもですね、この避難所にしても、そういったところで、必要な時に住民の方たちがね、命、人命にかかわることですので、そういったやっぱりこの対策が緊急に必要ななというふうに思います。そして防災拠点も比較的、そちらの方は新しいということなんですけども、一昨年ですか、今年も台風がひどい時に高齢者の方が緊急に避難をされてるわけですよ、そういった時に夜の毛布もなかったとか、水ですね、そういったところもなかった、飲料の備えもなかったというところですね、そして、杖をついてる方、そしてまた、押し車を押されてる高齢者の方たちが畳の部屋で寝ることもできなかったというようなこともお聞きしました。夜はトイレに行く時も段差があつて、暗かったので非常にあぶなかったということですけども、そういった高齢者などに配慮とか、やっぱり支援というか援助っていうような形で、その避難場所でなければいけないと思うんですけれども、そういったことはどういふふうにお考えなってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

避難勧告あるいは避難指示に関しましては、行政側からお願いをする形になりますので、その場合はですね、施設の開放とあるいは毛布とかですね、飲料水・非常食等をですね、役場の職員あるいは消防団員の方にお願ひしてですね、その場所に運んでいただくようにはいたしております。ただ、いわゆる自主避難の判断になりますと自主避難をされ方は、一応、役場の方にですね、してもよろしいですかということでお電話が入りますので、その時点でまことに申しわけないんですけども、ご自分で必要な毛布とか食料品とかお水、あるいは薬とかですね、あるいはラジオとかそういったものはできるだけ持って行ってくださいということでお願いはしている状況でございます。ただ、大

きな避難所といたしまして、上長与公民館とかあるいはふれいあセンターとか4箇所ございますけれども、そういったところには先日ですね、あらかじめ、毛布をですね、10枚ずつでありますけれども、館長さん等にご相談をいたしまして、置かせてくださいということで配置をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、やはり自主避難にしてもですね、住民の方が安心してですね、過ごせるような形でそういった毛布・飲料ですね、そういった物を備えていなければならないというふうに思っております。それから災害時の時に、パニックを起こさないためにですね、やはり避難訓練というのが必要となりますけれども、来年は長崎市・時津・長与ということで合同でですね、警察署、自衛隊を含めて合同でされるということですが、これはどちらの方でされるのか、また、どれくらいの規模でされるのか、職員を中心とされるのか、そのあたりはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

県の総合防災訓練ですけども、昨日もご質問がありましたけれども、今のところですね、候補と上がっている所は、お隣の時津町さんの埋立地それと今年度長崎市の防災訓練がございました、香焼町のどちらかがよろしいんではないかというお話は上がっております。ただ今のところ、その場所の確定もいたしておりませんし、3つの自治体でどういうふうにやっていこうかっていう具体的な会議等はまだ設けられていない状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

わかりました。しかし、この大規模な災害、この避難訓練というのも必要ですけども、やはり各自治会ですね、町との合同で各自治会が、1つのモデル地区なんか計画して、そういった避難訓練もやっぱり必要ではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

議員さんおっしゃるように避難訓練は日頃からの訓練ということで、大変重要だと認識をいたしております。ただ現在のところはですね、自主防災組織の皆さんにお願いをするような形でですね、それぞれの自主防災組織の方でですね、防災訓練という形で、初

期消火の訓練とか、今、上がりました避難訓練という訓練ですね、それとか他では炊き出しの訓練とか防災組織によりましては、地震体験車ですね、そういったものを借りてきて実際体験をするというような色々な形でのですね、工夫をされた訓練・防災訓練をやっただいております。町全体でやるということになりますとなかなか規模の問題もありますし、場所の問題とかありますが、今後そういったことが必要であることは十分認識をいたしておりますので、検討課題として、とらえて行きたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

お願いいたします。それからの災害時の避難時の時に、災害時要援護者の支援が必要となります。その時にですね、けん引式車いすの補助装置人力というのがございまして、私も体験をしてきました。このようにですね、車いすにこの人力というちょっとこの器具をですね、簡単に取り付けられるんですけども、簡単に取りつけて、それから車いすが前輪が上がるんですね、そして、あの子供でも引けるんです、実を言うと。大の大人が乗っても子供たちでも、坂でも容易に引くことができるんですね。そういったところで、階段、段差、坂、砂利道を軽い力で引くことができ、そしてまた、長与町は丘陵地帯ですので、坂ですね、階段そういったところも楽々に要援護者の方を避難場所にですね、引いて行くことができるわけなんですよね。そこで私も体験してきて、うわすごいこれはすぐれものだなというふうにも思ったんですけども、こういったものですね、その活用するというような予定はございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今、ご案内の補助装置ですか、申しわけございません。私はその情報をしりませんで、今、教えていただいたしだいございますけれども、当然、真摯に障害のある方もいらっしゃいますので、そういったものの導入ができるかどうかですね、今後勉強させていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

現在この人力というのは、39の自治体が導入をしてるんですね、そして、三重県の熊野市はですね、25年度、26年度、この人力を購入いたしまして、知事が積極的に中心となって、この避難訓練をされてるんですね。この人力は、要援護者の移動、それから救援時の物資の輸送にも活用できるということで、子供たちにも引かせてるんですね。子供たちも大きな力となっているということで、コミュニケーションのツールとしてもなるんじゃないかということで、期待されてるところなんです。そしてまた、厚

労省の方では、この補装具の特別特例補装具として、それからまた、日常生活用具の対応として、それからまた福祉用具としての対応ということで、厚労省の方でも推進をされてますけれども、本町でも、また、お聞きしますけれども、このような日用用具としてのですね、貸与、事例がございますので、こういった考え、もう一度ございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

現在、補装具であったりとか、日常生活用具の中に人力という用具の方は、長与町の方では指定はしていないところですけども、その実際ですね、私もまだ見たことがなくて、どういったものなのか、あと必要性はどうか、どれぐらいの方がそれを必要としてるのか、そのあたりをちょっと精査をしないとですね、導入ができるかどうかということ、まだ、今の時点ではお答えいたしかねるところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

是非、あのこれありますのでね、ちょっと検討して見ていただいて、検討していただいて、よりスムーズに避難ができるような確保ですね、必要に応じてしていただければというふうに思っております。それから災害となると、災害帰宅困難者というのがですね、毎回その出ると思いますが、こういった避難場所にですね、この災害帰宅困難者をですね、例えば、お金をたまたま持ち合わせがないとか、そういった避難場所の提供ですよ、として、やはりコンビニなどが活用できるんじゃないかなというふうに思います。そこで、その学生さんや帰宅困難者のために、コンビニとの提携をして自動販売機の飲料などが提供できるような形がなされたらいいなと思いますが、ご検討はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

コンビニの問題ですけども、コンビニは、チェーン店とは言いましても個人事業者でございますので、色んなことをご相談いたしまして、ケースバイケースで対応ができるところとできないところがあるかは考えております。今の災害が起きたときに、飲料水を無料で提供できないかということですけども、例えば、役場の庁舎の中にも幾つか自動販売機がございます。メーカーさんにご相談をして設置の際にですね、万が一災害が起きたときには、お金を入れなくてもですね、飲料水等が出るような形で対応してくださいということをお願いはいたしておりますので、それをその他の地域ですね、帰宅困難者の方々のために、便利なコンビニさんの方でどうかということでございますけれども、

ども、それにつきましては、色んな問題があるかと思えますけども、将来的にはそういったことも視野に入れてですね、検討していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、公共施設やはりコンビニでですね、そういった提携をしていただいて、いざというときのための備えをしていただければというふうに思っております。それからハザードマップなんですけれども、救助された中でですね、専門家の救助はわずか3%で、約92%が家族や友人、隣人に助けられたというふうなデータが出ております。来年度、ハザードマップは、配布をするという予定ということなんですけれども、やはり自主防災、日頃からの近隣とのコミュニケーションや絆がやはり大事なというふうに思っておりますけれども、このハザードマップの中に、医療施設・避難施設・場所・危険場所・狭い道路・災害時の要援護者の把握・避難経路など盛り込んだ形になっていきますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

ハザードマップでございますけれども、現在、作って配布をさせていただいているものは、航空写真のカラー写真になっているかと思えます。これがよかれと思ってこちらではカラー写真にしたんですけど、実は余り評判がよくございませんで、見にくいというご意見がよくございます。例えば、ご老人とか子供さん方にとってはですね、余り情報が入り過ぎるとかえってわからないというご意見もあるようでございますので、少しその辺は精査しまして、必要なものだけ載せるという形です。だれが見てもすぐ判断ができるようなレイアウト等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、しかし、そのハザードマップによって見た時にですね、明らかにわかりやすくですね、住民の方たちが避難経路はどこなのかなとか、危ない所はどこなのかなというような形で、やはり的確なですね、指示があったらいいなというふうに思っております。そしてまた、このハザードマップもですね、その中心として住民の方たちが各自治会でしっかりと把握をどの人を誰が避難をさせるのかですね、そして、ここのおばあちゃんは危ないからこの人が声をかけながらとか、そういった形で避難の支援者としてですね、そのコミュニケーション、絆というのが的確に必要なかなというふうに思いますが、そのあたりの町としての対策というのは、今後、どのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

議員さんがおっしゃる重要なのは「共助」のお話だと思います。地区で近隣の方を共に助け合おうと言うことだと思います。ただ、「共助」の基本になりますのが、当然「自助」でございます。自分が助からないと周りの人を助けに行けないということがございますので、そういったことも含めましてですね、いろいろと情報提供できることは、情報提供してまいりたいと考えております。昨日もちょっと申し上げましたが、自主防災組織の中ではですね、常にあの独自にですね、高齢者の方とか、動くことが難しい方を把握されてですね、そういう方がいらしゃたら、ご近所のどなたとどなたが身元確認に行ってくださいとか、あるいは一緒に付き添ってくださいということをあらかじめ大まかにですね、決めておられるところもあるということでございますので、そういった方法をですね、他の組織の方々にもですね、ぜひあの同じようにやっていただければということで、色んな会議の中ででもですね、提案とか情報提供をしてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

幅広くですね、それぞれの自治会のところで、そういった把握して、避難経路・避難訓練というものがね、できたらいいなというふうに思っております。それから11月25日の防災行政無線の情報伝達訓練のJアラートということで実施をされました。これは60箇所の防災行政無線のシステムだったと思いますけれども、良好だったのか、町民の反応はいかがだったのか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

Jアラートでございますけれども、先日行われました件につきましてはですね、確認をされた方が多かったんですけども、どうも中身が掴みにくいということでの御連絡も入っておりますので、それに関しましてはですね、県の方にもですね、こういった反応がありましたということで、報告いたしておりますので、徐々に改善をされていくものと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私もちょうどその時ふれあいセンターに中にいたんですけども、プップッという音は聞こえたんですが、中の「これはテストです、これはテストです。」というその声が



不明瞭だったので、外に出て、聞きに行ったんです。もう終わってたんですけど、外に出たら行ったんですけども。やはり不明瞭かなというふうにも思いまして、これからデジタル化されるということですので、そのあたりですね、改善がなされるのではないかなというふうにも思っております。それから次の質問にまいります。道の駅での長与町の特産品ということでもありますけれども、先ほど町長の答弁ではですね、やはりスペースがとか用地の周辺で用地の確保が困難ではないかなということではと言われておりましたけれども、道の駅はJRの土地建物駅面積が8,648.5平米ございます。そしてまた、大正14年の12月に施行をされまして、90年が経過してるとこなんですね、JRの方に聞きに行きましたけれども、駅舎を出て正面から右手の方は大体長与町。そして、月極駐車場から左手の方が長崎市の境界線となっております。1日の通勤・通学者だんだん増加して増えているということですね、これは本当に長与町としても、本当の道の駅はひらがなの「の」で、尾っぽの尾はないので「道の駅」ということで、本当に農家レストランとしてですね、長与町の特産品・農産品を置いてですね、活性化するのが必要ではないかなというふうにも思います。そしてまた、その駐車場がございまして、その駐車場を少しく右側の方をちょっと狭くするとか、立体にするとかして、そして、左側の方にも空き地がありますので、そういった空き地をですね活用しながら、農園レストランとまでいかななくても、ちょっとしたこう例えば通勤・通学者の憩いの場として、まず、モーニングができるカフェとかですね、お昼は主婦とか高齢者の憩いの場としてですね、活用できるんじゃないかとちょっとしたカフェみたいな形でも、利用できるのではないかなというふうにも思いますけれども、全国で道の駅は、1,079箇所あります。そして購買者は約2億1,000万人に上って、売り上げは約2,100億円とも言われておりますね。やはり、このJRとのですね、協議のもと、道の駅として、利用活用していただきたいと思いますが、再度、お答えをお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。議員おっしゃいますとおり、先ほどもご案内がございましたけれども、道の尾駅の平均乗車客は1,816人ということで、これらの方々がですね、日々移動をしまして、交流をする駅空間としてはですね、最大の資源があるように思っております。けれども、確かに農園のレストランと言いますか、農家レストランですよ、そういうのが出来ておりますけれども、これは農業者自らがですね、地域の食材を使って、自ら開園をするというようなことで、のどかな農村地帯にですね、地域の食材の消費とですね、雇用促進という形で、ひいては農業者の女性の方がですね起業をされて、農業所得につなげるということではございますけれども、先ほどから出ておりますとおり、道の尾駅のですね、やっぱりスペースもございまして。それから、それを広さを確保するためには、JRの営業に支障がないような形をとらないといけないという問題が

ございます。そういうところも含めまして、やはりその建物までですね、整備をされてことで、民間の方ですね、ご自分でやってみようという方がいらっしゃればですね、支援をしていきたいと思っておりますけれども、そういうことで、なかなか難しい面もあるのかなっていうことで理解をしてるところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

道の駅はですね、三つの基本機能がございます。休憩・情報発信・地域連携の機能ということで、体制が整っております。それからやはり今後、道の駅に期待されることとして、機能として防災拠点ともなり得るといふふうに言われています。本町の6次産業をこれから特色のあるオリーブの特産品というのを予定してるといふことですので、そういった町起こしですね、道の駅としてですね、情報発信の場、または障害者の方たちを就労する場としてですね、これは今後ですね、本当にJRとの協議の中、狭いその土地をいかに利用活用して、そのカフェとかですね、なにか発信の場として利用できるんじゃないかというふうに思いますので、今後検討していただきたいと思います。それから次の質問にまいります。マイナンバー制度についてですけれども、これも現在、社会保障・税・災害対策という3つのですね、利用、マイナンバーの利用がされるということで、行政としては、利用者は公的な身分証明書ともなりますけれども、行政としては、各種行政事務の効率化が図られるということで、そこはメリットだと思いますけれども、しかし全国ですね、今、マイナンバー、全国の国民が非常にセキュリティ対策として不十分であるというふうに申しております。そしてまたマイナンバーに便乗した詐欺なども起こっております。某新聞社が県民の300人アンケートで、結果でですね、やはり8割以上の方が不安を持っている。ということでもありますので、そのあたりですね、非常にやはりマイナンバーに関しては、慎重にやらなければいけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

マイナンバーの件でございますけれども、個人番号ということでございます。番号通知カードとかあるいは個人番号カードっていう表現でなりますと、なかなかイメージがわかりませんが。これは例えば、印鑑に置きかえてみますと、認印と銀行印と実印。これをすべて1本の実印として、常に持ち歩いたり、活用したりしなさいということと同じことだと思います。そういったことを踏まえまして、マイナンバーの方はですね、取り扱いを各個人個人でですね、十分に色々な情報をもとにですね。管理をしっかりやっていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

色々な利活用、活用がされるということですが、個人的にもしっかりと管理をしていただきたいということでもあります。そういったところだけじゃないですよ、やっぱりね。今、そのマイナンバーに対する全国で今、5箇所、これから3箇所増えますが、156人が提訴をしております。マイナンバー差し止め求める提訴で、本人の同意なしに個人情報の収集、利用、プライバシー権の侵害ということで、民間企業などにも提供しなければならないということで、漏えいが非常に高いという危惧されるというところで、全国で国民の方が提訴を行っておりますけれども、これについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

このマイナンバー関係はですね、国の方で決定をされたことですので、それがいいか悪いかっていうコメントは差し控えさせていただきますと思います。ただ議員さんおっしゃるように民間企業も当然ご利用なると思うんですね、それに関しましても、いろいろ法律が改正されて、例えば、情報がわからないように匿名加工をなさいますとか、いろいろな対策も講じていらっしゃるようございますので、こちらとしましてはですね、いろいろな情報入る限りですね、住民の皆様にはですね、広報とかホームページの方で提供させていただいて、常に注意を喚起を呼びかけていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

専門家が言っております人間が行う限り、情報漏えいは防げないと、そして全国でも128件、69箇所、長崎県で1箇所の誤配達も起きております。そしてまたその誤配達によって、手紙を開けられて、情報の漏えいがされた可能性もあります。その中でですね、本町にマイナンバーはすでに全世帯に行き届いた、マイナンバー通知ですね、マイナンバー通知は全世帯に行き届いたのかお知らせください。

○議長（内村博法議員）

西平住民課長。

○住民課長（西平隆邦君）

お答えいたします。本町では、西彼杵郵便局が配達を担当しておりますが、一応11月中に何と言いますか、一巡といたしますか、町内全域配達が終わって、現在、不在等で受け取られてない方の分が若干、郵便局で保管期間ということで残ってる状態でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

全世帯に行き届いたと配達された。しかし不在者通知や宛先不明などがやはり戻ってきた。ですかね、そういったところは何%ぐらいございますか。

○議長（内村博法議員）

西平住民課長。

○住民課長（西平隆邦君）

11月30日現在の状況ですけども、初期の送付総数として1万6,827通、返戻数が913通でございます。率としましては、5.43%との返戻率となります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

すいません、もう一度あの1万6,872ですかね。もう一度すいません。

○議長（内村博法議員）

西平住民課長。

○住民課長（西平隆邦君）

申しわけありません。1万6,827通です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その1万6,827通のうち、913通5.4%が戻ってきたということですね。結構やっぱり多いですね、その戻りではないかなというふうに思いますが、郵便局の他は原則1週間。本町の市区町村の約3カ月間の保管があるということですが、それでも取りに来られない方の対策というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

西平住民課長。

○住民課長（西平隆邦君）

町としまして、町の方へ郵便局の保管期間の1週間過ぎた後、戻って来ておりますけども、現状のなんて言いますか、住基の確認をいたしまして、そういった方については、当然、今回、普通郵便で町の方で預かってますということで、ご案内をしております。長与町から転出された方等については、転入先の方で新しく通知カードを受け取るような体制になっているということになります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。個人番号カードの申請は任意でありますので、多くの高齢者の方たち

はですね、やはりもうこれは申請したくないなという方もですね、多く聞かれるんですね、そのあたり、本当にマイナンバーに便乗した詐欺がですね、全国で145件おきております。70代の女性は、公的機関への寄附として、現金数百万をだまされたらている。そしてまた、兵庫県の20代の男性は、マイナンバーは危ないから保護をしてくださいと、保護するための手続をするということで、電子マネーで50万円も取られてるというやっぱり若い方から、年寄りまで、お年寄りの方までやはりこういった詐欺にあってるわけですね。そしてまた、例えば詐欺にあわなくても自分で紛失をするとか、盗難にあうとかそういったリスクもございます。それに対して、そういった紛失、盗難、マイナンバーでの便乗ですね。便乗した詐欺、こういった形の対策として、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

町の対策といたしましては、先ほどからもちょっと発言をさしていただいておりますけれども、とにかくそういったことがないような情報をですね、住民の方に提示していくことだと考えております。12月号の広報にはですね、文章で一応、啓発の記事を載せさせていただいております。そのあと、ホームページの方にはですね、イラストの入ったものでも、もう少しわかりやすいものをですね、載せるようにいたしておりますし、国、県を通して、あるいは、いろんなところを通してですね、詐欺等にあわないようにということの新しい情報が入ってくるはずでございますので、その都度ですね、広報もしくはホームページでアップいたしましてですね、住民の皆さんにですね、広くお知らせしたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはりですね、ホームページとかそのお知らせ通知をしても、なかなかそのホームページを見ない方、また通知も開けない方とか見ない方もいらっしゃいますので、やはりそういった漏えいに対して、そしてまた紛失した場合、たまたまそのやっぱり、それを拾った方という方もですね、やっぱりそういったマイナンバーカードを見られるおそれがあるわけですね、そういったところでどういうふうにするか、その対策ですね、町としての対策・管理、これからその住民への周知ですね、そういったところで、だれが責任をとるのか、マイナンバーが見られて、知られたときにいろんな形でね、今、色んな情報を拡散するとか色んなことありますので、非常に怖いところなんです。そういった対策をやっぱり示していただきたい。皆さんにホームページでこうしてまよってだけでなくて、やっぱりこういうふうにするか安全にするかというところは見せていただきたいんですが、今後の管理としてはどのように思われますか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

繰り返しになって誠に申しわけないんですけども、やはりマイナンバーは一人一人の番号でございますので、基本はやはり、個人個人がですね、先ほどちょっと例をあげて申しあげましたけれども、実印と同じようにですね慎重に取り扱っていただくことしか、その防ぎようはないかと思えます。周りの人間がいくら注意を促しましても、ご本人さんがそういう意識がなかなか身についていらないとですね、どうしても危険にあう可能性も残っておりますので、行政といたしましては、行政機関に関しましてそれぞれ独立しておりますので、その芋づる式に情報が漏れるということはないかと思うんですけども、議員さん先ほどおっしゃいましたように、民間企業がですね、その辺がどこまでセキュリティをちゃんとやっていたかということは、もう性善説で信用するしかございませんので、今のところは行政の方といたしましては、できる限りの情報をですね、皆さんに提示することしかないかと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

安全性が確認されるまで、本町として停止というお考えはありませんか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

マイナンバーに関する詐欺ですかね。それはマイナンバーに限らずも、色んな新手、新手の詐欺が出てきている状態ですので、町といたしましてはですね、個人、個人の管理、それしかないと思うんですね。マイナンバーがいかに大切かというのをまだ、知らない方もいらっしゃると思えますので、そういった面も十分お知らせしながら、そういったのを取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

お知らせするということで、毎日、テレビニュースなどでマイナンバー事件が扱われてる中、町民としては非常にやっぱりこう不安に思ってるところなんですけども、知らない方もやっぱりいらっしゃるということで、やはり住民へのマイナンバーに対策に対して、臨時特別説明会をですね、開催していただきたいというふうに思っておりますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

このマイナンバーに対しては、この制度ができた時からずっと新聞・テレビかれこれ十分、広報はやってると思っております。冊子も出ておりますし、改めて住民を対象にした町のほうで説明会をするという考えは持っておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはりですね、新聞とかホームページとか、広報で出されては確かにいらしゃいますけれども、直接ですね、行政の方から説明を受けて、しっかりとした対策はこうやってますよということで、安全を確保してます、自分たちでも個人個人に対して、周知をしっかり促して管理をしっかりしてくださいというようなことでもですね、その啓発活動をするというのはね、重要じゃないかなというふうに思いますので、そのあたり安全性、安心して、安全にですね、このマイナンバーがこれから1月、来月からですね、行っていくわけですがけれども、そのあたりもう一度、再度、確認の意味でお答えください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

行政にとりましてやっぱり住民の方の安心・安全が大切でございますので、その点は十分承知して、推進してまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その説明をこれから対策を行っていただき、マイナンバーに対しての本当にこれからの十分なるね、個人個人もそうですけれども、行政としてもしっかりと対策を行っていただきたいというところで質問を終わらせていただきます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩11時45分～13時00分）

## ○議長（内村博法議員）

会議に入ります前に、議員の皆さんにお知らせいたします。本日はこれより、報道機関に写真撮影をあらかじめ許可しておりませんので、御了承願います。それでは休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、安藤克彦議員の①新図書館建設に向けての取り組みについて、②ふるさと納税のさらなる推進についての質問を同時に許します。6番、安藤克彦議員。

## ○6番（安藤克彦議員）

皆さんこんにちは。それでは、早速、質問に入らせていただきたいと思います。まず1点目としまして、新図書館建設に向けての取り組みについてということで質問をいたします。本町での新図書館建設に向けた動きとしまして、昨年7月に長与町立図書館整備検討計画、整備計画検討委員会から、図書館整備基本計画書が示され、それを受けて、本年3月には、新図書館基本構想策定委員会が8回の協議を経て、新図書館基本構想を示しました。また、時を同じくしまして、榎の鼻土地区画整理地内の新図書館建設も表明し、吉田町長就任以来、新図書館問題に対しましては、スピード感を持って対応されてきたものと感じております。しかし、その後、都市計画道路西高田線や高田南土地区画整理事業を踏まえた財政問題等を理由に、新図書館基本構想で示された準備室の設置も先送りされ、議会答弁の中でも、トーンダウンしてきたように感じております。これらのことから、以下のことについて質問をいたします。1、現状の進捗状況はどのようになっていますか。これは、土地購入及び補助金等を含む質問ととらえてください。2つ目としまして、平成27年度第3回定例会で新図書館建設は、高田南土地区画整理事業の一定のめどがついた後との趣旨の答弁がございましたが、一定のめどとはどのような状況を示しているのでしょうか。3番目に、図書館建設のための基金創設について、どのように考えているのでしょうか。4番目としまして、第9次総合計画の中で、新図書館はどの位置づけられているのでしょうか。5番目としまして新図書館建設へ向けての現状を説明し、新図書館への要望や思いを拝聴する、新図書館に特化した住民説明会を開催する考えはないのでしょうか。大きな2つ目としまして、ふるさと納税のさらなる推進について取り上げております。この間、私は4回にわたり質問を重ね、お礼の品の提供と、その品を充実していくことで、ふるさと納税の推進と商業振興が図れるのではないかと思いを訴えてまいりました。質問のたびに、少しずつ前進はしているものの、依然、大々的にはやらないという姿勢は変わっていません。本年からこの制度は、特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の2割に拡充され、給与所得者の確定申告を省略する制度も創設され、利用する側の利便性についても、政府は後押しをしております。総務省は、ふるさと納税による、2015年4月から9月の地方自治体への寄附額が、計453億5,500万円となり、前年同期の3.9倍に増加し、件数も3.7倍の227万5,000件となったと発表しました。また政府は、地方創生の一環として、2016年度の創設を目指す企業版ふるさと納税の原案をまとめ、年内に決定する16年度与



党税制改正大綱に盛り込む方向で調整に入ると報道されておりました。今こそ、自主財源確保のためにも、ふるさと納税募集にさらなる努力をすべきだと考え、以下のことについて質問いたします。このような状況の中で、本町も、従来の考えを変え、ふるさと納税に対する取り組みを積極的に行ってはいかがでしょうか。以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日午後、最初の御質問者であります、安藤議員の、新図書館建設に向けての取り組みについてということで、1番目1点目の現状の進捗はどのような感じなのかという御質問でございます。議員御案内のとおり、新図書館建設に当たりましては、有利な国庫補助の活用が絶対条件となりますが、町では現在事業進行中でありまして都市計画道路西高田線や、それにかかります橋梁の架設、高田南土地地区画整理事業の早期完成など、喫緊の課題が山積している状況でございます。新図書館の建設に当たりましては、これらの事業進行を考慮に入れながら、一般会計に負担をかけない、建設計画、財政計画を策定していく必要があろうかと思っております。そのような状況の中、今議会におきまして建設への第一歩となります、図書館建設用地を購入するため、基金に関する条例の制定、改廃議案を上程させていただいているところでございます。今後、新図書館建設におきましては、これらの課題を解決しつつ、長与町新図書館基本構想策定の際にいただきました方々の意見も最大限尊重し、長与町のサイズに合った新図書館建設の実現に向けて、努力をしております。そのためにも、予算獲得のため、県や国会議員の先生等を通じまして、国土交通省や関連機関への陳情等の取り組みも、さらなる強化をしております。次に2点目の、一定のめどとはどのような状況さしているのかという御質問でございますけれども、現在高田南土地地区画整理事業は、事業計画上、平成32年度完成を念頭に、事業を進めているところでございます。しかしながら、昨今の国の補助金の配分を見ますと、予定どおりの配分がなされていないという状況が続いておまして、予定している工事が次年度以降に積み残しされ、工期も延伸しておるのが現状でございます。またそれに伴いまして、事業費も膨れあがっている状況でございます。仮住居にてご不便をおかけしている方もございます。そのような厳しい状況にある中で、これらの事業も着手から30年を経過しようとしていることから、早期に完成させる手法を現在、県とともに協議を重ねているところでございました。先ほど申しました事業計画上の平成32年度完了となりますと、単年度の財政負担は、支出はかなり大きなものとなりまして、町の財政にかなりの負担をかけることとなりますので、同時期に、ほかの大きな事業着手は大変難しいと思われま。従いまして、財政運営計画上で考えられている資金調達の中で、幾つかのシミュレーションを行いまして、さらには補助採択要件をクリアできると判断したときが、一定のめ

どであると考えるところでございます。次に3点目の図書館建設のための基金創設についての御質問でございます。今議会におきまして上程させていただいております教育委員会所管の基金を再編させていただき、新図書館の建設も含めたところで、その再編された基金の中での対応を考えておるところでございます。次に4点目の御質問であります、第9次総合計画の中で、新図書館の位置づけについてということでございますけれども、私が掲げております、住んでよかったと感じるコンパクトシティの提言におきまして、榎の鼻土地区画整理事業を中心とした憩いのある生活空間、さらにはにぎわいのある中心市街地計画等、構想の実現へ向けて取り組んでおります中、その構想の中には、長与町新図書館建設も当然視野に入っておりますので、第9次総合計画の中でも、新図書館の建設計画推進も戦略プロジェクト等として位置づけをしております。しかしながら先ほども答弁いたしました、都市計画道路西高田線や高田南土地区画整理事業の早期完成など、事業振興を考慮に入れながら一般会計に負担をかけない、建設計画、財政計画を策定していく必要があると思っております。次に5点目の新図書館に特化した住民説明会の開催についての御質問でございますけれども、新図書館の建設及び建設場所など、新図書館に特化した住民説明会ということにつきましては、行っていない状況でございます。しかしながらこれまで、町民の方へは、町の広報紙、ホームページを初め、町内で開催されます各種会議のあいさつの中、あるいはほっとミーティングや町民提案に対する回答の中で、ことあるごとにですね、詳しく御説明を申し上げてきているところがございます。そしてその中で、住民の方々の御意見もお聞きしているという状況がございます。したがっていましてこのような形で引き続きですね、住民の方には御説明をしてみたいと、そのように考えております。次に大きな2番目のふるさと納税でございます。ふるさと納税のさらなる推進についてという御質問でございます。安藤議員の御指摘のとおり、平成27年度から控除限度額の上限の拡充及び申告手続の簡素化、来年度から企業版ふるさと納税の税制改正も予定がなされているようでございます。ふるさと納税の本町の申し込みが本年は11月末現在で7件の22万円、町の税額控除額は26年度で27件の44万362円となっております。また本年は1件200万円の一般寄付金をいただいている状況でございます。本町では、これまでも答弁して参りましたように、あくまでも寄附ということを前提に謝礼につきましては、こちらの方で選んで、お気持ちをお返しするという視点で対応している状況でございます。また12月1日より、ホームページの更新も行いましたが、さらに給付金の募集内容につきましても、例えば図書の購入費に使いますとか、より具体性を持ったコースを考えてまいりたいと考えております。今後、この謝礼品につきましても、町の特産品のPRや地元商店の活性化を考え、オリーブなど地元産のものを少しでも多く、取り入れ、ふるさと長与を応援していただける寄附の希望者がふえるように、謝礼品の選択肢を広げホームページ、パンフレットなどを通じまして長与町にあった、この制度の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、それでは、再質問に移らせていただきます。まず、私、総務文教常任会に所属をしてるんですけども、先月、総務文教常任委員会の方では、図書館を想う会の方々と住民懇談会を実施させていただきました。図書館を想う会というのは御存じの方も多いと思うんですけども、平成14年8月に、町民の有志の方々でですね、結成されました団体です。メンバーの多くの方が、結成以来、現在の図書館運営、あるいは事業とかに大きくかかわってこられております。また、最近では、新たに始めたブックスタートや、基本構想の策定メンバーの中にも入っていただいと伺っております。その懇談会の中で、私たちが伺った中では、やはり議員としては回答できない部分というのは、多々ありました。ですので、中に出てきたですね、ことも質問の内容に含めさせていただいて進めさせていただきたいと思っております。まず、進捗状況ですけども、これはずっと言われ続け、建設に関してはですね、もう過去、私が知る限りでは、平成14年から、新図書館についての、いろんなことが、議会の中でも議論されてきております。先ほど私も、壇上で述べさせてもらったんですけども、ことしの3月に基本構想が示されてから、何ら、いわゆる進展がないわけですね、この間、当然土地購入に関しましては今回の議会でも上がってきておりますし、関連議案が上がってきております。ただ、建設に向けては、補助金を探しているという答弁に終始しているのではないかなと思っております。以前、質問をさせていただきました準備室の設置についてもまだ、なっていない状況です。一体、町はこれからどのように進めようとしているのか、全く見えてこないわけですね、補助金を探している、よくわかります、大変なのはわかります。この財政厳しい御時世の中で、国もですね、なかなか思ったような補助金をつくってないということで、じゃあ、このままこの1年間は補助金を、土地問題は別として、土地問題はもう、これははっきり言って、買わなければいけないという状況に、私はあったのじゃないかなと思うんで、ちょっと別なんですけれども、図書館建設に向けては、全く進んでこなかったんじゃないかなと思っております。まずその件について町は、スピード感を持って対応してきたとお考えなのかですね、そこをちょっと伺いできますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今までは議員御指摘のとおり、建設に当たりましては、当然、基本構想の中でも申し上げて、基本構想の中でも示しておりますように、補助金がなければ、建設計画はちょっと難しいということで、いろいろ、補助金については検討をしております。本来であれば文科省のですね、図書館建設等々のそういう補助金があれば1番いいんですよ

うけども、文科省の方の箱物の補助金は、いろいろ調べてみるんですけども、無いと。それで、今考えてるのが都市計画、国交省関係の補助金がないだろうかということで、ただその補助金を採択するためには、いろんな法規制等々もありますので、将来のことを見据えながら、どの補助金が一番有利で、最適なのかということは今ずっと研究をしております。先日も、町長が上京して国交省等々と協議をした際にもですね、その所管の国交省の課長さんともですね、こういうふうな補助はできないのかとかいろいろ協議をしておりますが、かなり厳しいハードルがあるということで、その一年間何もしてなかったということではなくてですね、いろいろ検討はするんですけども、こういう補助金、有利な補助金だといろんな制限がかかる、他の複合的なものもないものとかかですね、そういう研究は今させていただいておりますけども、建設ということについてはですね、今回、用地の購入の議案をさせていただいているんですけども、それも、用地購入もですね、一般財源をすべて使うんじゃないくて、用地の購入に際しても、その補助金が使えるようにということで、今回基金で議案を出させていただいてるんですけども、いろいろそういう研究をしておりますので、ただ、今すぐどうこうというのがですね、補助の内容等々も、勘案しましても、すぐっていうか、回答がちょっと出せない状況だということをお理解いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

重々私も理解はする所なんですけれども、やはりこう町民の目線からいうと、構想をつくる段階でそれはもうある程度わかってたことじゃないかなっていう気がするんですよ、構想が出たのは今年の3月ですからね、当然構想というのは、メンバーの方がつくられたというあれでしょうけども、その中には、行政側も入り、いろんな情報を与え、資金計画も当然見せた上で、構想をつくってきたと思うんですよ。ですが、だから、道路橋とか、高田南のことは既にわかってた上で、それを踏まえて構想をつくったのではないかと。すると、そこまで考えると、やはりちょっとここは計画が甘かったのではないかとというふうにも、行政の責任を問われても私は仕方ないのではないかと感じております。また今度、構想はですね、もう公表されてるんですよ、ホームページで、ということは、多くの方々がこれを興味を持って注視しているわけですよ。なのに、やはり、なかなか進まない現状ですね、他の市町村も、やはり進捗状況を見守ってると思います。となると、先ほどから土地の問題が出てきてますけれども、この基本構想というのは、土地をただ買うための口実じゃなかったのかっていう疑念も今度生まれてくるわけですね。そのところについて、もう少しこう、考えていただいて、今度、買いました、買いましたと言うか、当然公社で買うわけですけども、すみません、基金で買う訳ですけども、買った土地を、今度、眠らせておくのか、ずっとそのままに置いておくのか、あそこの広大な敷地をですね、あの中に、街がもう出来、いろんな保育所施設幼稚園施設、

これから商業施設病院ができるって伺っておりますけども、その中にあの土地を眠らせておくつもりなのか、私はそれはちょっと、まずいんじゃないかなと、やはり財政厳しい中、やはりこれからもスピード感を持って進めていくべきだと私は感じておりますが、改めてちょっと、町長から答弁を私はいただきたいんですけども。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員が仰るようにですね、私たちも、この図書館につきましては、早期に立ち上げたいと、造りたいという気持ちでいっぱいでございます。その中でですね、先ほど、副町長もお話ししましたけども、この都市計画道路西高田線というのがございます。本来ならば、この補助金というのが、出るんですよ。ところがですね、今3.11以来、なかなかその補助金が下りてこないということで、私たちも何回も東京に行きまして、陳情しておるといような状況でございます。そういった、金額もですね、かなり大きな金額になってるということでございます。そして高田南の土地区画整理事業におきましては30年かかっております。これをですね、今のままでいって少しずつやっていくということになりますとかなりの経費もかかるという事で、早く上げるためにどうしたらいいかということも検討しています。そういった新たな、新たな課題がですね、出てきておるといようなことでございまして、そのあたりをですね、やはり、状況見ながら、そして、図書館もですね、出来るだけ早く、立ち上げたいと思っております。高田南の方で、もしこういったものが計画通り出来なくなれば、すばっと図書館の方に切り替えてですね、やるという方法もありますし、そういった面で少し、もう少し時間をいただきたいと、いようなことでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

今のお気持ちはよくわかりますが、ちょっとすいません、まだ、町長ですね、建てたいという気持ちは理解しております。ちょっとまた追い打ちをかけるようなんですけども、町長は、私ちょっとこれ聞いた話なんですけれども、あそこの、ビューテラスのまちづくりですかね、まちびらきですか、の際にご挨拶をされたそうで、その中でも、やはり図書館がここにできるんですよと、仰られたと、当然、その方々はわくわくするわけですよね。やっぱりいい場所ですもんね、近くに図書館があるとほんと最高だと思います。また、私は出席させていただいたんですけども、ほっとミーティング、南交流センターで行ったこの中で、議員もたくさん出席してたんですけどもその最初のあいさつの中で、コンパクトシティー構想、コンパクトシティーでこれから頑張っていくと、まちづくりの1番のポイントが新図書館であると、このようにお話をされております。やはり図書館というのは、町長が掲げていらっしゃるんですけども、やはり、文化

情報をこれから発信していく、本当に重要な拠点だと思うんですよ。その拠点が、いわゆる、昭和33年に建築されて57年目を迎える、あの、今の図書館なんですよ、まだ。と考えたときに、やはり、もう少しこう、情報発信基地としてはやはりちょっと不足するんじゃないか、当然、今の図書館は図書館機能のみですね、これを本当に文化が発信できる、いろんな情報が発信できる、そして、同僚議員からもたくさん質問が来てますけれども、町民が憩える場所、そういった場所を早くあそこに作るべきじゃないかと、それが町長の目指すコンパクトシティの中心の核となっていくと、私は思ってるんですよ。ですので、無い袖は振れないという言葉がございましてけれども、やはりその袖をですね、探していただいて、何とか見つけていただいて、早く進めていただく、ちょっと続けまして基金の話に移っていきたくと思いますけれども、今回の議案の中にも出ておる、関連議案で出ておりますけれども、これは建設のための基金というわけではないようですね、図書と図書購入基金、義務教育施設の整備基金と、体育と文化の基金4本を合わせる形で、振興基金が上程されてますが、これは議案の質疑等は明日予定されてますし、多分委員会付託が行われますので、これから委員会の中で、深く聞いていこうと思いますが、(3)の項目にもちょっと立てておりますので、1点確認したいことがあります、この基金はですね、建物にも使うことができるのかっていうことですね、建設のための上物に使うことができるのか。中の内部のいわゆる附属設備とか、施設整備、いわゆる図書等の購入に限定したものではなくて、上物に使えるかという確認と、それと、新条例は、4基金を合わせる形となっておりますので、現在のところその4基金の合計額ですね、大体6億ぐらいだと思うんですけども、ちょっとそこそこ確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

基金の統合でございまして、4つの基金を統合いたしまして、教育振興に係る全般に関してということで、今までの義務教育関係の建設に致しましても、図書基金の図書の購入に致してもですね、オールマイティーっていいですか、建設にも利用できますし、そういう図書の購入等にもですね利用できるような、全般的なですね、購入ができるような形で、今計画してるところというか、提案を、お願いしてるところでございます。それと、先ほどの、基金の合計でございまして、義務教育基金、図書基金、文化振興基金、体育振興基金を現在合わせまして、10月の30日現在で、ということで、6億3,674万5,817円になっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、ここはですね、多分委員会付託がありますので、そのあと、そのところは深

くは聞いていこうと思います。最後ですけれども、図書館へ向けての住民説明会の件ですけれども、何回も同じ繰り返しになるんですけども、建設場所を一応確定した現在、住民の関心事は、いつ、ということにやはり集中してると思うんですよ。なかなか進まない現状を見てますと、町としても、多分不本意だと思うんですよ。でも住民にしてみれば、そういったことはわからないことで、構想まで作って、何をしているのかっていう疑問が、出てくるのも理解できるところであります。これもまた時間がたつほど住民というのは、疑問に思って、不満が募るんじゃないかと、町長も来年選挙を控えているのかなっていうふうな想像をしますので、やはりこの厳しい指摘を受けるかもしれないんですけども、やはりここは開かれた町政を掲げる町長としましては、ぜひとも私は行っていただきたい。まだ、町民の中には、あそここのところに図書館が建つということ自体、納得されてない方もいらっしゃるんですね。私は、請願が出てきた際、いわゆる、現地検討の請願が出てきた際に、はっきり申し上げたんですけども、やはり私は、北陽台の方がいいと思う。でも、やはりそれを納得されない方もいらっしゃるということで、やはり直接ひざを突き合わせて、町長が話をすることによって、納得してもらえるのではないか、あるいは、納得しないまでも、住民も、理解を示そうとしてくれるのではないか、私は思っておりますが、そのところもう一度伺います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も住民の方にはですね、十分ご説明をしたいというふうに思っております、いろんなところで、いろんな皆さんにお会いした時にこういったお話をさせていただきます。その時にですねまず、お話ししますが、長与町の財政状況っていうところから入ってですね、今こういった状況なんですよっていうところから入って、したがって、すぐには、やりたいんですけども、町の財政状況があるので、そのあたりをできるだけ早く解決するので、その後ですね、早急に図書館の方には向かっていきたいと。ただ、この榎の鼻土地区画整理事業におきましては、当然、この審議会の方にも諮っていただきまして、憩いのあるまちづくり、賑わいのあるまちづくり、空間づくりをするためにも、この新図書館建設というのが、核になりますので、そのあたりはもう十分私も皆さん方に御説明をして、今後ともですね、して参ろうと思っております。その中で、なぜ少し遅れるのかということもですね、合わせて、今説明をさせていただいておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、町長がですね、いろんなところに出向いていってお話をしているって言われるんですけども、いわゆるほっとミーティングも、限られた方ですよ、どこでお会いされ

るのかよくわかりませんが、いろんな場所でされてるんでしょう、ただ、やはりこう図書館に興味のある方、図書館建設、あるいは図書館を今利用されている方、その方々に集まっていただいて、図書館に特化したお話をやはりする機会を設けるべきじゃないかなと思うんですよ。だからいいですよ、まだ建設できません、でもこうこうこう、自分の思いはこうです、建設したいという気持ちはあるけども、財政的な面があってちょっと辛抱してください、簡単に言えばこういうことなんですけど、それをしっかりと自分の、御自身の口から、町民に話していただけないか、あるいは町民の方に、私が思ってることだけではない、町長に賛同する方もたくさんいらっしゃると思うんですよ。じゃあしょうがなかね、じゃ造るときは頑張ってくださいねって、そういう場って設けられないんですかね、設けようと思われないんですかね。どうですか、建設の土地の問題のときも私申し上げたと思うんですね、討論の中で。あのとき反対討論をしながらも、住民に説明しないのがいけないという指摘をしたと思うんですよ、同僚議員の一般質問の中でも、住民説明会をしてはどうか、やはりすべきじゃないかなと思うんですけど改めてもう一度伺います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私は住民説明会をですね、こういった形でやってると思うんですよ。中央コミュニティーとか南コミュニティーとかとか、お声をかけてさせていただきまして、次は高田の方でいたしますけど、そういったコミュニティーを中心にやったりとかですね、いう形で、全く同じだと思ってるんですよ私は。赴いてまいりまして、きちんとした形で、今こういう状況ですよっていうことですね、進捗状況と、そして、早い時期に、早く造りたいんですよというそういった旨の話をですね、皆さん方もたくさんまたそういった面に関しての意見も出てまいります。そういった形でですね、この住民説明会ということではさせていただいてると、私はそういうふうに理解をしております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は、特化したものが欲しいという思いです。ですので、やはり、やはりこうなんですかね、この後、どういう、あれがあるかわかりませんが、ぜひともですね私は開く機会を持っていただいて、それって町長の施策を住民の方に浸透させる良い機会でもあると思うんですよ。自分は、やりますやりますばかりじゃないだよと、きちんと、できないときはできない、ちょっと待ってくれという時はちょっと待ってくれってしっかりと、示すことができるっていう姿勢をわたしは見せる良い場じゃないかなと思うんですけど、これは、町長の判断に最終的なるかと思しますので、これ以上は申しません。最後に図書館についてもう一つ、準備室の設置ってというのが1番最初に来ると思う



んですよね、実際、建設に動こうとするとなるとですね、この準備室の設置場所についてですね、どのようにお考えなのかっていうことなんですけれども、一般的に多くの市町村では新しく図書館を建設する際には、準備室を設置します。その準備室というのはやはり教育委員会の中に置く事例が多いようです。教育委員会でも、うちで言えば生涯学習課、いわゆる社会教育を担当する課に置くのが普通だと思うんですけれども、普通というか多いんですけれども、その際、本町が設置しようとする際には、どこに置く予定なのか、そのくらいは決まってると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

図書館の準備室の関係なんですけど、建設に取り掛かろうというのがはっきり決まったときには、それをつくらなくちゃいけないと思います。どこの部署に置くかというのは、構想自体は、町長部局でつくってまいりました。それから、1番良いなと思うところは、教育委員会ですかね、ただ、定数の問題もございますので、町長部局に置いて、場所は教育委員会とか、そういった形も考えられると思います。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

建設というのはですね、長与町にとっても一大事業になると思うんですよね、もし進めるとなれば。建設はもとよりその後の維持運営管理、これがすごく、もっとも大切であると思うんですよ。使う者、いわゆる管理する者、私は教育委員会と考えるんですけれども、が主体的にかかわっていかないと、本当に良い建物、図書館はつくれないのではないかなと思っております。建設過程でですね、今、町長部局に置いてっていうお話も一部あったんですけれども、建設過程において、ウエートが他課に、大きくなるということは重々承知しております。ただ、責任の所在をある程度明確にするためにも、教育委員会が大変だと思いますけれども、私は、社会教育を担う、扱う場に設置をしていくべきじゃないかなと思っております。最後にですね、町長は、平戸の図書館を視察されたら、10月にですね、お伺いしました。まだできたばかりで、あそこ、私はちょっと、1回、誘われて、行こうとする機会があったんですがちょっと別の用事と重なってちょっと行けなかったんですけれども、視察されたとお伺いしました。又聞きなんですけれども、聞いた話によると、建設に際してはですね、反対してた議員、しぶってた議員までもが、今は建設を自分の手柄のように、喜んでるという話をちょっと聞きました。視察をされての感想ですね、そして、新図書館への思い、改めて最後にお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も図書館は、本当に、自分ながら楽しみにしておるわけで、あちこちの図書館を見て参りました。平戸の図書館も見て参りましたが、運営とかいろいろありますけども、私は、平戸図書館が云々かんぬんというのではなくて、非常にボランティアの方が多い、そして、いろんな行事、子供たちも参加したりとか、そして、いろんな方々が居場所がある、そういう図書館というのが見てきた中で幾つかございました。やはり目指すところはそういう図書館が良いのかなっていう、温かみのあるですね、いろんな形の情報発信ができるような、形ではなくて、そこにハートのこもったような、そういった図書館があったらいいなと、私はそういうふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、そうですね、私も夢見ております。新しい図書館をですね、今、ボランティアのお話が出てきましたけれども、長与ももう、たくさんそれを支えてくださるボランティアの方は、やりたくてぐずぐずしているんですよ。ですので、ぜひともですね、もう今年度は無理でしょうけども、来年1年でですね、少しでも、進むように、私は願っておりますし、ぜひとも町長にはそうしていただきたい。結局、結果は、町長の手柄なんですから、私の手柄ではありません、議員の手柄ではないと思います。決断するのは町長で、それを僕がつくったって言えると思いますので、頑張ってくださいと思います。それでは、2つ目のふるさと納税につきまして、もうこれは私も、またかと思われると思うんですけども、税務の理事さんが頭を下げてらっしゃいますけれども、質問を重ねてきました。質問をするたびに、よくなってきて、新改善してきたのかなと思うんですが、前段で申し上げたとおり、大々的にはやらないという方針は変わっておりません。私はですね、今回総合計画の中で、拝見しますと、ここに、ふるさと納税が上がってきてるんですよ。まず、これはどういうことなのかですね、申し上げますのは、前回の答弁の中で、自主財源確保のために、ふるさと納税を積極的に行うことはしないというふうにおっしゃったんですけども、今回挙げられてる項目が自主財源の確保の項目の中に、適正な課税実施と、ふるさと納税制度の有効活用というふうに、謳われております。まず、この真意は、前回答弁との違い、あるいは、今回、ここに掲載した真意をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

田平総務部理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

総合計画の方にですね、後援寄附金制度の有効活用ということで、ふるさと納税については、以前から申しているとおおり、うちは、謝礼をお返しするっていう気持ちで、本当に長与を応援してくださる方にお気持ちをお返しするっていう程度でやっております。

総合計画の方はですね、いただいた寄附金を、有効活用させていただくということで、これは、一応こういう形は残しておきます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ここは自主財源の確保のところに載ってますよね。ちょっと答弁おかしくないでしょうか、改めてお願いします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

総合計画を取りまとめております企画課の立場からお答えをいたします。従前はここはですね、ふるさと納税制度の有効活用ということでしたが、その後ですね、いろんな、質疑等を経まして、現状ではふるさと応援寄附金制度の有効活用という表現といたしております。おっしゃるとおりですね、自主財源の確保、この中に、ふるさと応援寄附金制度の有効活用、という表現で掲載を現在のところしております。その真意はですね、ふるさと応援寄附金の金額ですね、お金を有効活用するということではなくてですね、それも当然含まれますが、応援寄附金制度の有効活用、要するにちょうだいすること、そしてそれを有効に使わせていただく事その両方をあわせ持った形での有効活用という表現としております。積極的にですね、推進しないということではありません。制度の本来の趣旨に沿った形で積極的にですね、この制度は活用していく推進していくということです。ただ、現在ありますような、一部にございますような、加熱したようなですね、逸脱と言ったら言い過ぎかもしれませんが、そういった形は、本町としては考えてはおりませんが、長与町のためにですね、あえて寄付をしてくださる方、には誠意を持ってですね、お礼の品をお返ししたいというところで、今後はですね、それを町内の、例えば6次産業化によるですね、新たな産品などもですね、想定できますので、そういったものを加えながら、拡充をしていきたいという気持ちがございます。そういう意味合いでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私の頭が悪いのかちょっとすいませんよく理解できないんですよね。私、一般質問、前回触れたふるさと納税も、これで最後かなって思って質問させていただいて、最後のつもりでいました。ただ、総合計画が出てきたときに、その前の議会の中で自主財源の確保のためには、しているのではないというふうにはっきり言われたので、もうそれは仕方がないなって思って、私はもうしないうつもりだったんですけども、でも、こういうふうに自主財源の確保の中に、ふるさと納税制度、ふるさと応援寄附金、これ同じもので

すよね。何も違いはないですね、言い方が違うだけで、応援寄付金が正式名称で、実際ふるさと納税っていうのは広く使われている言葉ですね、全く同じものですが、入ってきているので、一般質問の中で、町もやる気を出したのかなと、ちょっと考え方を考えていただいたのかなと思って改めて質問を出させていただいたわけですが、これはどうなんでしょうか。自主財源の確保に、ここに入れておくこと自体おかしくないんでしょうかね、一生懸命しませんけども一応入れてます的なニュアンスかなと私は思いました。これ以上言っても、あれでしょうから。積極的にはやらないけどもやるという姿勢とおっしゃっていて、前回の答弁の中でいただいたのは、パンフレット、作って、充実をさせていくと、これもまたちょっと相反して、町がおっしゃってる姿勢と相反することを答えられたんですけれども、それは明確に町長も答弁されましたし、部長さんも答弁をされてきたんですけれども、今現在、私が、一般質問をしてからもう、かなりたちますけれども、どのように今まで変わってきたのか、実際パンフレットが作られているのか、あるいはそのときに仰ったのは、寄付をされた方が選べるようにしていくというふうにおっしゃってました。答弁されました。そのこのところ、どう変わったのか、どう進んだのか。

○議長（内村博法議員）

田平総務部理事。

○総務部理事兼税務課長（田平俊則君）

お答え致します。パンフレットについては、現在、進捗状況はゼロでございます。検討はしておりますけれども、また作成には至っておりません。以前も答えたのはですね、地場産業ていいですか、地元のもののみかん、加工所のイチジクジャム等、また、今後出てくるであろうオリーブなんかを入れまして、そういったのを、長与町ではこういった特産品がございますと、それで、その写真等を載せて、申込者があった方に、こういったのから謝礼を差し上げてますのでという、俗に言うたパンフレットっていうか、チラシみたいな、種類を増やしたかったんですけれども、そこまで、現在はまだ至っていないということで、申しわけございません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

あまり積極的にはやらないと言いながらもそうやって努力をさせていただいているというのはね、私としても、嬉しい限りなんですけれども、やはり私はもう少し、積極的にすべきじゃないかなと。総務省がですね、総務大臣がよく記者会見でこのふるさと納税に関するときに、おっしゃるのが、行き過ぎた、お礼の品というのは控えてほしいというふうに各市町村にも、要請をしているというふうにおっしゃいます、してまじらずと、総務大臣が。ですが、総務省は、逆のこと、いわゆる、住民所得割の2割に、いわゆる2倍に拡充してきたわけですよ。ということは、やはりこう、総務省は、ああ

いう風に言いながらも、ふるさと納税の推進を目指してるわけですよ。当然、先ほど私も前段で述べましたけれども、2016年度からは、今度は企業版ふるさと納税というのを、始めると。企業版ふるさと納税というのは御存じの方少ないと思うんですけども、いわゆる、法人税、減税、いわゆる法人税の減税と同じような感じで、今まで寄附をした額が損金扱いになって、税控除されていた部分に、プラス同額、いわゆる法人税から控除していこうという、これを、地方に配るために、財政の豊かな東京23区とかは除外すると、だから大企業が地方にどんどん、寄附をできるような環境を整えていこうとしている。これすごいと思うんですよ、企業としてもメリットがある、地方としてもメリットがある。これから地方は、この企業版ふるさと納税を、たくさんいろんなところが欲しいと思って何らかしらの活動してくると思うんですよ。実際に、よく答弁の中では、近隣市町村というお話があるんですけども、これは前回の議会でもお話しさせていただきましたけれども、時津町は全く、時津町の吉田町長も、長与町の吉田町長と同じ考えでした。私もよくお話をさせていただくんですけども、でも、昨年から、考え方を変えて、町長はゼロサムという、プラスサムゼロサムのお話をしていたんですけども、これマイナスばかりなんですよ、本町のようなところは、本町の住民が寄附を出される、本町の住民のお金が出ていくだけではなくて、やはり住民、本町に納められるべき住民税を、住民に還付しなきゃいけない形になる。本町は、出ていく上にさらに、すいません、本町の住民が出す、他に寄附する上に、うちの財源から住民に還付をしないとイケないという、もう、取られっ放し、現在でも、長与町そこまで被害というか、出ていく額は、ないんですけども、やはり入っていただく額よりも、出ていく額のほうが倍以上ということに、なってます。もう1点は、先ほど時津がしているとお話をしましたが、時津町はもう今、いわゆる、お礼の品をたくさん充実させてます。長与町では5万円以上でみかん1箱でしたかね。だったと思うんですけども、選べるようになってなかったら今もミカン1箱送ってるんですけど、時津町は1万円寄附すれば、いろんな選択肢がありますけれども、ミカンを1箱、お礼の品として送る。ホームページを確認していただいたらわかるんですけども、もう品切れなんですね。ということは、100個限定で書いてあったので、もうそれだけで100万円多分いただいていることになると思うんですよ。そうやってたくさんこう、いただくことができ、あるいは地場業者の方々もぼんとそれでかなり潤ってると聞きました。また先日報道で、夜のニュースの中であったんですが、ふるさと納税について、ちょっと特集が組まれてた中で、町長と同じようなお考えの市長がいらして、群馬県の太田市というところだったと思うんですけども、あそこは、出ていく額がかなりになってる。それを、そこも、うちと同じだと思います、そんなに積極的に行っていない。でも、やはり自分のところから出ていくのが、すごく歯がゆいと、自分たちの一財が減っていくわけですかね。ですので、じゃあということで、地元の方だけ限定のふるさと納税制度をあそこは立ち上げてるんです。地元の方が自分の町に寄附してくださいと、余所の町に寄附しないでください、

自分のところにしてくださいと。多くの市町村は、自分の市町村の住民に対しては寄附に対しても、返礼品を行ってませんがそこは考え方を变えたんですよね。やはりそうして何らかしら、自分たちの町から出ていくお金を食いとめようと皆頑張ってるんですよ。時津町もそれで、今、だいぶ成功してるんだと思います。もう数千万上がってますからねあそこも。町も潤う、そして、産業、いろんな商店の方も潤う、やっぱりやり方だと思うんですよ。黙って指をくわえて見ておくのは、民間出身の町長としては、私は納得いきません。お礼の品も本町は、そんなになんないというお話がありました。それも考え方をころっと変えて、町内の業者が取り扱ってる商品、県産品っていう視点で、時津町も行われておりますし、多くの市町村も行っております。本町にも、幾つかありますよね大きな企業さんが、かまぼこにしたりまんじゅうにしたり、それだけでもいいじゃないですか。少しずつ少しずつふやしていったいいんじゃないですか。そして、前回の答弁の中でも、大変になると、雇わんばいかんと。平戸とか、平戸ことしは16億ですかね、多分、年末には20億というお話ですけども、ああいうところはそうは職員をふやさないといけないかもしれないですけども、結構もう、業者に、寄附をいただきました、じゃあ業者に納品してくださいと、業者も、自分のとこで対応できる分はやるでしょ。業者が儲かってしょうがないなら業者がパートを雇うでしょう。本当にいろんなやり方があると思います。ですので、もう少し私はですね、先ほど図書館の話をしてましたけれども、平戸ぐらい頑張れば、それだけで図書館が建つ。平戸は今年1年間で、図書館が建つぐらいの金額を得るわけですから。去年、おととしと、ずっと10億越えてきているので、半分、少なく見積もって3分の2が経費としても、あとの残りで図書館は十分建つんですよ。ですので、やはり補助金、いろんな形の補助金を探すというのがありますけれどもやはり自主財源確保に向けて、ここにも、総合計画の中に書かれてるんですから、やはり私は、自主財源確保のために、もう少しふるさと納税頑張っていただけないかなと思いますけれども、質問最後にしますので、町長からよろしく願います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃってる事、十分私もわかっております。したがって、このふるさと納税を充実させていこうということで、今、いろんな施策を打っておるところでございますけれども、ふるさと納税が自治体への寄附金ということでございます。ところが実際は、今安藤議員がおっしゃったように、地元の人たちがほかに寄付した場合に、地元にお金が入ってこないという矛盾があります。本来ならば、その町で御世話になってるわけですから、その町に税金を納める、ほかに寄附をするのであれば、お金を持った方がそこに寄付をすれば良いんでありますけれども、今の制度はそうになっていない、残念ながら。だから、特産品とか何もないところは、わざわざカタログショッピングをして、

物品を買って、それを売って設けるというような商業的な状況になってしまうという気配もあります。ただし長与町はそうではなくて、やはり、本当に長与町に寄附をしていただきたい、寄附をしたいという方々のためにですね、なるような、そういったふるさと基金、そういう体制づくり、そういったところを目指して頑張っていこうと思います。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、今回で私はふるさと納税の質問を最後にしたいと思ってます。というかも、多分しません。ですがですね、企業版ふるさと納税ってすごく大きくなるんじゃないかなと思うんですね。何らかしらの取り組みを、今の段階から考えていかないと、本当にやられっぱなし、これは多分ゼロサムじゃないと思うんですよ、本町にとってはですね、プラスしかないと思うんですよ。ですので、やはりこう、そこはですね、町長がリーダーシップをぜひ発揮して、個人を対象にしたふるさと納税では、私はもう1歩も2歩も3歩も4歩も、遅れをとってると思いますし、これからやられるかどうかはやはり、私、今の答弁の中でも明確に確信することはできませんので、ぜひ企業版ふるさと納税には乗り遅れないように、それと、カタログをつくるとおっしゃいましたので、やはりそこはカタログをつくって、選んでいただく、その中で、少しずつふやしていく、金額のハードルも少し下げただけであれば、私はいんじゃないかなと思います。そして、できれば、私は、ふるさと納税の七つの項目の中に図書館建設へ向けてっていう、建設のためのっていう、項目もぜひとも一つ起こしていただければと願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩13時58分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、堤理志議員の①時代にあった公園のあり方について、②子育て支援策としての住宅リフォーム助成についての質問を同時に許します。13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

それでは、早速質問をいたします。時代にあった公園のあり方について。街区公園、これは前、児童公園と言われていたところですが、地域住民が身近な場所で気軽に憩い、遊ぶことができる空間として重要な役割があります。場所によっては公園の内容が原因で、高齢者、子どものいずれかが利用しづらい状態にあたり、利用度そのものが低い箇所が見られます。この件は、先日同僚議員の一般質問でも指摘があり、児童用の遊具を増設するなどの改善が行われた箇所もあるというふうに理解をしております。一方で、団塊の世代や高齢者が増加している地域においては、高齢者向けの健康遊具を設置してほしいとの意見が出されています。調べてみますと、高齢者の健康維持効果が期待できる「健康遊具」の設置を促進している自治体が増えているようです。町と住民の財産である公園は、高齢者も子どもも公平に利用できる状況が望ましいと考えます。その役割を發揮させるために、地域の年齢構成の変化に着目した公園の利用促進策、例えば、従来の児童遊具に加えて、高齢者向けの健康遊具を計画的に設置するというようなことをできないか提案をいたしますが、町の見解をお伺いします。2点目の、この表題のところちょっと、私は子育て支援策としておりますけれども、正確には子育て世代の支援策というのが、ニュアンスとして正しいので申しわけありませんが、子育て世代支援策ということでお願いしたいと思います。子育て世代支援策としての住宅リフォーム助成についてであります。町はこの間、地域経済の活性化促進と住環境の向上を目的として、住宅リフォーム助成、その後店舗の改装の含めた助成事業を実施してきました。今後については、店舗リフォームを推進していくことを、本年10月に取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で明記しています。地方創生の要である人口流出を食い止めるためには、総合戦略の目標である「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」や、そのための快適な住居の確保対策が必要と考えます。本町の既存の住宅団地では、高齢化の進行とともに、空き家が増えていくことが想定されます。そこで、若い世代が購入し居住する際、改装費の一部を補助するという新たな視点が住民ニーズとして出てくるというふうに考えます。平成25年に総合開発審議会の長与町コンパクトシティ構想に対する提言（答申）には、高齢化を踏まえた住宅政策を明確化していくことが重要であるとして、子育て世代の定住促進策として、住宅リフォーム助成制度の重要性を提言をしておりますし、地元商工業の活性化策に加え、人口対策としての視点を取り入れた住宅リフォーム助成が検討できないか、お伺いをいたします。以上よろしくお願いたします。

○議長（内村博法議員）



吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは堤議員の時代に合った公園のあり方、という御質問にお答えをさせていただきます。1番目のご質問でございますが、健康器具系施設は、主としまして大人を利用対象といたしまして、健康や体力の保持増進を目的とするもので、全国的にも設置数が増加傾向にあるようでございます。本町におきましても、高齢者福祉などへの対応のために、既存の公園の規模を勘案し、設置に向け、検討を行ってまいりたいと、そのように考えております。次に2番目の子育て世代の支援策としての住宅リフォーム助成についてのご質問でございますけれども、住宅リフォーム助成事業につきましては、地域経済の活性化や居住環境の向上を目的といたしまして、平成25年度から2年間実施をしたところでございます。また今年度は、国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に向けた平成26年度補正予算の地域の消費喚起と生活支援のための交付金を活用いたしまして、住宅及び店舗やご指摘の購入後の居住に備えた改装も対象とするなど、補助対象を拡大をして実施をしております。10月末現在の受付申請件数は79件、補助額およそ620万に対し、工事費の合計額はおよそ9,500万となっております。一定の経済波及効果が認められておるところであります。議員ご指摘のとおり、多くの団地から成り立つ本町といたしましては、今後、団地の再生が重要な課題となってまいります。単に経済効果ということだけではなく、移住・定住対策の推進を図る上で、空き家の有効活用の必要性は認識をしており、今回策定いたしました「長与町まち・ひと・しごと総合戦略」におきましても、具体的な施策として取り組むこととしております。まずは来年度、空き家の情報収集とデータベース化を図った上で、具体的な移住・定住促進のための支援策を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

公園の件ですけれども、地域によってですね、非常に子供が少なくなってきたという中で、公園が非常に閑散としてきている状況が、地域全体ではありませんけれども、地域ごとでは見受けられるというふうに、私は感じております。そこで町としてそういう実態があるなという、まずここを共通認識としてお持ちなのかどうか。まずこの1点からお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

長与町の公園はうまい具合に、大体250メートル範囲とかですね。そういった感じで、公園は、配置されております。ただし、現状、草刈りとかそういった時に、結構草が生えてですね、結構あまり使われてないのかなっていうのは、最近、目立つようでござ

ざいます。したがいまして、全ての公園が、子供たちが少なくなったとかそういうじゃなくて、どうしても昔、団地が開発されて、今子供たちがちょっと少なくなってきているような公園では、あまりその公園、子供たちが使っているふうには見受けられないという公園はあるのは承知しております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今、部長おっしゃった点をですね、私も次言おうと思っております、私が住んでおる団地の中の、ある公園ですけど、子供と一緒にボール遊びに行こうということで行ってみたら、非常に草が生い茂ってるということで、それはそれで、よくはないんですけども、何と言いますか。本来なら、多分この団地が出来た当初だったら、こんなことあり得なかった。多分子供たちが遊びまわってですね、踏みつけて、そんな雑草が生い茂るということはなかったろうというふうな思いますが、現状なかなか子供さんが少なくなっていく中で、団地が高齢化する中で、せつかくある公園が使われてないという状況が見受けられる。まさに今、部長がおっしゃった状況から私も、これはもったいないなというふうなところが、発想であります。それから、この健康遊具についてなんですけれども、1番近隣で言えば時津町のウォーターフロント公園ですね、ありますけれども。ここに行きますと、この健康遊具というのが設置がされております。その設置されてる遊具それぞれに、説明看板というのが付いてありまして、大人が見たら、これはどういうふうにするものなのかというのがわかりやすく、説明記載されております。誰でも、この健康器具を自分のペースで利用することができるということで、これはいいなというふうを感じるわけでありましてけれども、時津町のこのウォーターフロントの施設に限らず、健康遊具そのものを確認、現物を確認はなさったことはあるかどうか、これはちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

健康系の遊具と言いましても、スポーツ系の器具っていうのもございます。長与でいけば、総合公園のバスケットの3on3みたいな感じのところにはちょっとなと、あとは、ふれあい広場の緑地のところに、椅子みたいな感じで木でRのなってるやつとか、そういった器具があるのはもう承知しております。だから、そこの健康を維持するための器具とかスポーツ系の器具とか、幼児向けの器具っていうのがあつたはもう十分承知をしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

健康遊具でございますが、今課長の方が申したみたいですね、ふれあい広場のほうに、腹筋ができるベンチですね、これが6台。それと背伸ばしが出来るベンチが3台、その他にベンチが3台ありまして、計12台ですね、健康遊具が設置をされております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ということは、長与町内にも、もう既にそういった設置がなされているという状況だということはわかりました。それと加えて、先ほどの答弁でありますと、設置に向け、更にこう増やしていくような検討もしていきたいという答弁があったというふうに思いますけれども、そこで、時津町さんの使い方と言いますかね、見てみますと、時津町では、地域包括支援センターの方の健康教室として、この健康器具をですね、利用しているというような実態があるようでありますけれども。恐らく本町はまだそこまではいってないんじゃないかと思うんですが。今後、そういうふうに設置を進めていった段階では、そういった、高齢者の健康づくりですたいね、あるいは、例えば、健康、何ですか、介護予防1次事業ですかね、そういったものにも活用ができるんじゃないかと思うんですが、将来的にそういったものに活用してはいかがか、というふうな思いもあります。この点についての御見解があればお伺いしたい。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

遊具を設置する際に、どういった形でターゲットを絞るかっていう話で、一つの公園に集約する、または、最近、私も日曜日早く起きて、いろいろ活動するんですけども、その時に、結構朝から散歩されてる方がおられるんです。で、夕方になったらまた、お年寄り達がこう散歩されている。だから、その方達は一定の場所に行って、いっぱいある健康遊具の所でするっていうことではなくて、自宅の近い所からまず散歩をされて、近くの公園に寄って、という使い方とか、そういった使い方によっては、どっかに例えば、ふれあい広場とか総合公園に1カ所に集中させるとか、または、近くの児童公園の児童の遊具の横に、健康系の遊具を1台とか2台とか設置するとか。そういったところを考えていかないと、1カ所に集約してしまえば、そこに行かないと使えないという羽目になりますんで、今そういった所は、どちらの方向を向けばいいのかなっていうのは、しばらくちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今おっしゃった点も、私も実はそこ準備をしております、実はこの話があったのは、

私が住んでる地域と違う別の長与町内の地域の方からですね、うちの近所の公園がこういう状況だという話がありました。ですから、当然その中心的な都市公園、ふれあい広場ですか。そういった所にある分はある分で結構なんですけど、地域地域の公園で、もう子供が大きくなって、巣立って行って、今使われなくなった公園を有効活用するための施策としては、やはり地域地域の、特に高齢化した地域の公園に設置するというのが一番いいのかなと思います。それで先ほど、私がちょっと言葉足らずで申しわけなかったんですけども、健康教室の件ですね、これの点で言えば、少し発展的に言えば、例えばそういう、全体的な地域のリーダーを、その健康器具を使うリーダーを育成して、そうした方々が、例えばコミュニティー単位なり自治会単位なり、老人会単位なりで、それぞれの地域の中で、もしそういう器具を置いてる公園があればそこで、こういう使い方健康が例えば背筋が伸びますよとかね。色んな使い方ができるという、そこまでちょっと、舌足らずで申しわけなかったんですけども。そういう発展のやり方があるということから、私は、地域地域でのそういう利用が少なくなった公園で設置してはいかがか、という質問でありました。その点については、もう端的に検討していきたいということです。あまりこれと行って、再質問としてくどくど言う必要はなくなってしまいうわけですけども。ただ1点ですね、ちょっと注意しないといけないかなと思うのが、安全性の問題です。いろいろ調べてみますと、もともとこの器具というのは大人が対象の器具ということがありまして、沢山はないんですけども、一部で子供とか、幼児、小学生が、その器具で遊んでおって怪我をしたという事例があるということで、これはどこですかね。国の方で、何らかの基準を設けないといかんというような話もなっておりますが、まずこの安全対策という面での何か、懸念されてる点等々あれば、お聞かせを。なければならぬ結構なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

全ての児童向けの遊具も一緒なんですけど、遊び方によっては、怪我をしたりとか挟んだりとか、こういったことがございます。だから、大人向けの健康遊具の中で、子供が使用して、ちょっと滑ってとか、どうしても子供達は、身長が小さい中で、大人向けを使いますので。例えば、先ほど背筋を伸ばす、上体反らしの器具があるんですけども、これを子供たちがやっちゃえば、足がぼんって上に跳ねてそのままずっと滑って落ちるとか、そういったあの、危険と言えどその、当然そこには使用の仕方とかいうのは、看板は付けるようにはしてるんですけど、子供たちがそれを見てするかしないかっていう、そのところの判断を難しいところであって、その健康遊具について、どういったものを選ぶかというのも一つの課題でございます。従いまして、これを入れたらいいよねと思うんですけど、それと実態違う使い方をされて怪我をされた時にどうするかとか。公園で遊具を設置するというのはいろんな危険性を踏まえたところで設置をしていきますの

で、かなり、あまり危険そうではない、一般的な向けっていう形にしかないんだろうと思います。ただし、そういった1カ所に集約して、大人以外は使わないという施設で囲ってしまえばですね、そこで指導者、インストラクターがおってとか、そういったところであればいろんな健康器具の設置はできるかなと思いますけども、一般の児童公園の中で、それを選定するというのは、かなり、検討して、そういった事故がないような、器具の選定の仕方になるのかなとは思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

一つは公園の器具のあり方ですけども、やっぱり大人向けの器具であれ、子供向けの器具であれ、やっぱり使い方を間違えれば大変危ないんですけども、やっぱりその使う中でですね、どうやったら、危ないのか、どうすれば安全なのかというのを学ぶというのも一つありますでしょうし、国交省の、都市公園等における遊具の安全確保に関する指針という中で、レベルがありまして、非常に危険なものがあるというわけで、これを避ければですね、可能だというふうになってますので、是非この辺の資料も参考にいただければというふうに思います。その国交省の指導の文章の中で、ハザード0からハザード3というのが、何かあるそうなんですけど、このあたりについて、何か資料なりあるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

すいません、今、資料を持ち合わせてないんで、ここで全てを分かっているかと言われれば、そのハザードのレベル1から4とか、そういったところ読まないといけないんですけど、当然、危険、今現在、昔は回転系の遊具とかあったと思います。ただし、今は回転系の遊具、要はぐるぐる回るやつとかですね、そういったところは全ての公園においてはもう排除されてきてる。今あるのは滑り台とか、ブランコもあるんですけども、ブランコの方は、今は入ってはいけないような柵も付帯として付けております。だからそういった感じで安全、安全の方向に向いたところの遊具の設置の仕方、そういうのがもう今主流になってきているようでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今、ちょっと手元にあるちょっと私もよく読みこなしてないので、申し訳ないんですけども。その国交省がいう、都市公園における遊具の安全確保に関する指針という中で、レベル0からレベル3まで、ランク分けした、そういう遊具ですよ。それがあつたわけなんですけれども、その中で、ハザードレベル3というのが非常に危険と言います

か、生命に関わる危険があるが重度の障害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態というものがあまして、これについては、国はもう明確にですね、これは設計もまた施工も維持管理もやるべきでないということを明確にしております。ですから先ほど言われたように、例えばベンチで背もたれ式になってるようなものもあるということで、そういうものは、恐らく該当しませんので、器具を選定する際に、そういったものの基準がありますので、よく、これなら子供が触っても大丈夫だろうというようなもの選定して、設置する場合はですね、そういった、このあたりを判断にはいかがかというふうに思います。それから、次に、住宅リフォームの方に移りますけれども、先ほどの答弁の中で、その総合戦略で取り組むというふうな、何か聞こえたんですけども、総合戦略の中で私が見る範囲では、住宅リフォームというのが、入ってなかったような気がするんですが、これは盛り込む形に変わったのかですね、これちょっと確認していただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

先日、策定しましたの総合戦略、それから今策定中の総合計画におきましては、店舗リフォームということでは、推進ということで入れておりますけども、住宅リフォームについてはまだ入れておりませんので、変わってはおりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、分かりました。ちょっと準備した再質問に従ってお聞きしたいと思いますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略への提案、こういったものにも、ちょっと私も自分なりに視野に入れながら、今回質問をするわけでありましてけれども。早くから宅地開発がなされてきた団地等々で、これ私が住んでるとこもそうですし、町内あちこちにそういった団地があるわけですけども、年々、空き家になってる状況が非常に最近、特に目につくようになっております。総合戦略の中で、空き家のデータベース化を進めるというふうにしてありますけれども、空き家をデータベース化すると言いますと、ちょっとこう、ピンとこないですね。空家というのは、それぞれ所有者があったり、また、不動産会社が管理したりという中で、これをどういうふうに把握する、できるものなのかというのが。出来れば非常にいいことだと思うんですけども。まず、もって、この住宅リフォームするにしても、このあたりのデータベース化というのは、本当にできるのかっていうのは、具体的に、何か方策があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

ご指摘のとおりですね、総合戦略の中に空家のデータベース化という事業をですね、盛り込んでおります。今、おっしゃったとおり、本町においても今後、空家ですね、がどんどん増えていくと。それをどう管理していくのか、有効活用していくのか、というところが課題となりますが、これは全国的な課題でもございます。それで平成26年の11月にですね、空家等対策の推進に関する特別措置法というものが公布をされまして、その中でですね、その市町村の空家に対する取り組みの方向性が示されております。ざっと申し上げますと、体制を整備をして、空家の実態把握をする。そしてそれをデータベース化して、例えばその空家の中にですね、特定空家と申しますが、美観を著しく損ねる、もしくは倒壊の危険性があると、そういったものについてはですね、その管理の適正化もしくは除却を促すといったことがございます。もう一つ、まだまだ活用できるような空家についてはですね、その有効活用もですね、この中で一定想定をされているところでございます。それが例えばどういうことかと言いますと、地域のコミュニティーにするようなですね、施設として活用するといったこともですね、想定をされていると。そういった中で、その空家の把握、それとそのデータベース化、これにつきましては、長崎県が主導してですね、着手をしたところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次の質問に移りますが、町民意識調査を見ても、長与町が住みやすい町だというふうな評価が結構、かなりあります。これは整備されたインフラですね、それから行政の皆さんも大変ご努力もなされております。そういった対応だけでなく、やっぱり私は、地域住民の協力、努力、こういったものが非常に大きいんじゃないかというふうに思います。いろんな行事がある時にも、自治会等々でいろんな声かけをし合って、地域ぐるみでいろんなことやりますよね。例えば先日も国体があった、あるという時は、地域ぐるみで一生懸命応援する。やはりそういう地域の力というのが非常にこの長与というのは、大きなというふうに私も改めて感じているわけでありましてけれども、その一方で、やっぱり何だかんだ言っても高齢化どんどん進んでいって、自治会の役員のみならずのおらんとばい、というような話もちょくちょく聞いてくる、出てくるというような状況にあります。統計長与の方を今度は見ますと、長与町に居住する年数が何年ですか、という設問の中で、30年以上住んでるという方が39.2%、約4割いらっしゃる状況であります。これは、例えば長与は住宅の町でありますから戸建て住宅にそのまま当てはめてみますと、家を建てるとなりますと大体30代、40代ぐらいから建て始めるというふうに思いますので、そこから30年以上住んでるというのを考えますと、現在60代、70代の方々、家に住んでるといふ方が約4割いるんじゃないか。これ計算の仕方、単純な計算なので、当たってるのかどうか。そう大きくは間違えてないと思いますけれども。そういう状況にあるわけですね。ですから、もうあと10年もすれ

ば、後期高齢者の方がたくさん、5年10年でどんどん、どんどん出てくるという中で、一部にはやはりその、そのまま元気な方は住まれるでしょうし、どこか施設に入所されたり、息子さんの方に行くとか、いろいろな形で住宅の流動化が起こるんじゃないか、近々ですね。そのあたりを考えております。特に私もそういう団地に住んでますと、まざまざとそういう状況を今後こうなるのかなというなこと、日々感じるわけでありましてけれども。やはり、そういう中ですよ、今後5年間ですか。総合戦略というのが組まれるわけでありましてけれども。先ほどその取り組むという話にふうになったり、入っていないという話になったり、ちょっと私も、よく理解ができないんですが。そういった総合戦略の中に、そういった私が今言ったような面も含めてですよ。やはり、住宅リフォームの助成というのは、必要じゃないかなというふうに思います。特に総合開発審議会の答申でいうこれもやはり真摯に受けとめるべき内容の中にも盛り込まれているという中で、ちょっと再度ですね、総合戦略に住宅リフォーム、盛り込む検討は必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

最初の答弁にあります空家の有効活用の必要性、これにつきましては、必ずしもリフォームという考えではなくてですね、そういったものをデータベース化していった、使える、所有者の方が貸していただけるようなものがどれくらいあるとかですね、こういった物件があるかと言ったところで、空家の有効活用方法については戦略の中で、取り組むこととしておりますと、いうことをごさいます、それが即、すなわち、住宅リフォームを推進していきますということでの意図として書いているわけではございませんので、リフォームに関して、今年もですね、26年度の国の経済対策の予算で2,000万円ですね、計上いたしまして、一定取り組んできたところをごさいますけれども。確かに経済効果としては、我々もあるということは分かっておりますけれども。ただ、あの、今年2,000万予算計上した中で、現状でいくと恐らく700万ぐらいになるかと思いますが、これを毎年続けてやっていくべきなのかな、どうなのかなと、こういった形で経済対策として、時々やっていくといったような方が効果があるのか、継続した方がいいのか。それは、財源として、潤沢にあればですね、毎年やっていくということも考えられるかもしれませんが。今年の実績等見ますと、そういったことで、何年に1回ということは言えませんが、そういったような形で進めていくということも、考えられるのかなということで、毎年、ちょっと今のところ予算の確保がどのようになっていくかというところで、分からないという点がありまして、今回の戦略にも計画にも載せていないという状況でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。



○13番（堤理志議員）

ちょっと、質問変えますけれども。総合戦略をこの前策定されましたけれども、見直しというのはずっと義務づけられてますよね。当然1回決めたら、もうそれから全く変えないというものではないと思うんですよ。やっぱりいろんな効果、あるいは必要性、その都度その都度ですよ、認識の変化等々で一つは削ったり、一つは新しいものを入れたりということは、まず住宅リフォームするしないは置いて、そういったことが可能なかどうか、ここをまずお伺いしたいというふうに思いますが。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

議員ご指摘のとおりですね、この戦略とか総合計画に載っていないからといって、全くやらないというふうにも考えておりません。特にこの戦略に関しましては、前回の委員会でもご説明いたしましたけども、毎年毎年そのKPIと言いますかですね、そういう重要業績指標という目標値を上げております。その見直し等も行っていますし、そういった中で、やはりこういったものが必要ということになれば、その中に入れていくということも考えられると思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

はい、堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。この総合戦略の中に、総合戦略に5原則というのがありますよね、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視、PDCAの云々かんぬん。もう一つが基本目標ということで、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しいひとの流れをつくる、新しい世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域づくり。私、この項目を見ててですね、町としては、毎年はいいだろうというような判断だということだと思えますけれども。それはそれとして、この住宅リフォーム助成制度というのは、この考え方からしてですよ、私が言った特に若い人たちの定住という点に観点を置きかえて考えたときに、いずれにもですね、抵触しないとか矛盾しない問題だというふうに思うわけなんですけど、予算面等々は置いて、私はそう思ったんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

確かに議員おっしゃるとおりですね、そういった観点で取り組んで、先ほど言われているように、古い団地を少しずつでもリニューアルしていく、子育ての支援にもつながると言ったような観点というのは非常に必要だと思っております。これにつきましてはですね、今、ちょっとはつきり中身を申し上げることはできないんですけども、県の方でも

そういった制度をですね、少し、子育て支援でありますとか、先ほど来、公園のお話がございましたけども、健康寿命の延伸のためのですね、そういった視点でのリフォームというか、そういったところも少し検討を今なされているということでございます。これは県だけでやる話ではなくて、今後の交付金につきましては、昨日の答弁でもいたしましたけども、いろんなこととの連携ということが重要になってまいりますので、これにつきましては県の方が今後、いつはつきりですね、落としたものをこちらに示していただけるのかということもございますけども。そうした中で、言われるような、子育て支援のためのそうした住宅のリフォーム、といったような形のものがあればですね、これはもう一緒に連携してやっていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

多分、町としては、若い人達に長与町に入ってきていただきたいという思いの中に、まず第1点としては、新しい宅地ですよね。新しい宅地、団地等々に来て、新しい家を建てて住んでいただきたいというのがまず第1としてあろうかと思うんです。ただ、私が言いたいのは、それはそれであろうと思いますけれども、一方で、長与町内にはもうだいぶ30年、40年経った住宅があつて、実際私もこの目でどんどん、どんどん人々が出ていって、この家もなくなったね、というのが最近特に目立つような中で、もともと住宅リフォーム助成制度というのは、私はリーマンショックで大幅に景気が落ち込んだ時にですね、何とかして、地元で循環型の経済を作らんといかんということで、先進的にやってる事例を見て、これ長与やったらどうですかということで始め、今私が言ってるのは、その時とちょっと状況が変わって、若い人たちを、だから、新築に住みたいけども、いろんな事情があつて、新築はちょっと買えないねっていう方々。でも長与に住みたいな、で、長与で見ると、新築はない、新築は買えないけども、中古物件かなりあるじゃないかと、そこを改築して住みたいねと思う時にそこを補助できれば、非常にいいなと思うわけですね。30年、40年前の住宅の感覚と、今の若い人達の住宅に対するニーズというのは、だいぶ違います。昔はやっぱり、畳の部屋が中心でありましたけれども、障子があつて襖があつて、今の住宅を見ますと、フローリングに、障子とか襖じゃなくて、違いますもんね。クローゼットがあると。だから、そういう若い人たちが、自分たちに向いたそういう住宅に改装してですね、そういうふうな制度が町も補助するんだよということがあれば、いいなというふうになると、私はそういう観点から、今回質問したわけでありましてけれども。すぐすぐは今の答弁ですと難しいということではありますが、町長、こういった観点から私、質問しましたけれども、今後としても、可能性を検討できないものなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

確かに今、議員がおっしゃるように、これはどんどん高齢化いくという中でですね、私も時間があつたら団地をよく廻るんですよ。例えば青葉台なんか随分変わりましたですね。2世帯住宅も増えましたし、若い方も入って来ておるといふようなことも伺っております。だから、そういった流動性っていうのが、確かに起こると思います。したがって、町でもやっておりましたけども、やはりこれ、継続的にやっていくということは非常に難しいですけども、カンフル剂的にですね、カンフル剂的な形でやるということですね、その状況に応じてできるんじゃないだろうかというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

時間が大分早くなりましたけれども、これで質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

15時10分まで休憩いたします。

（休憩14時55分～15時10分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順10、河野龍二議員の①都市計画道路西高田線の今後について。②農業振興策の取り組みについて。③子供医療費助成の拡大についての質問を同時に許します。14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、最後の一般質問となりました。今しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。私は大きく三つの点で質問させていただきます。まず最初に都市計画道路西高田線の今後について質問いたします。約40億円の事業費をかけ進められている都市計画道路西高田線ですが、当初の目的を果たす道路になっているのが疑問に思えます。事業認定を受けた時期は、現在の榎の鼻交差点が長崎駅前と同等の混雑状況で、回避する道路が必要と計画が進められたと記憶しています。しかし、先日、同僚議員の議会の質問の答弁では、道路の形態の縮小を図るとありました。目的に応じた道路の必要性それに伴う道路の形状が決定し、工事が行われていると思いますが、なぜ今になって計画変更のなのか。また、工事に伴い橋梁付近の住民への対応も課題となっています。以上の内容も含め、都市計画道路西高田線の今後について質問いたします。（1）道路形状の変更はなぜか。（2）道路工事に伴い、町道の嵩上げが必要となっているが、影響を受ける世帯はどれくらいか。（3）補償や改修費にどれくらいの費用がかかる予定か。（4）住民が心配している排水の問題が今後被害を受けた場合の対策はどうか。

（5）今後のこの西高田線、都市計画道路西高田線の道路計画はどうなっているか。質問いたします。二つ目に、農業振興策の取り組みについて質問いたします。先日、産業厚生常任委員会では、岡山県と滋賀県の6次産業に取り組む状況を視察してまいりました。和歌山県有田市では民間企業の取り組みで、また、滋賀県守山市は農協による取り組みでした。どちらも創意工夫をした取り組みで大変参考になりました。有田市の民間企業は、自ら造る農産物に誇りをもち、ブランド化していくことで付加価値をつけ、高級ジュースとして大手百貨店、海外にも販路を拡大し、一方、守山市の農協では、地産地消をいかに多くの人にかかわってもらえるか、また食の大切さから地元の産物をいかに食べてもらうかなどの取り組みが行われてきました。どちらも机上で考えて経営がうまくいっているのではなく、農家経営者、消費者とともに、丁々発止の取り組みが成功しているのだと感じました。そこで質問いたします。（1）本町の6次産業への取り組みをどのように進めていく考えか質問いたします。（2）TPPの影響をどのように考えていますか。（3）農業振興策として、町民を対象にしたイベントなど企画する考えはありますか。3番目の子供医療費助成の拡大について質問いたします。ここで少し誤字がありましたので、訂正をお願いしたいと思います。前回議会でも、同僚の同僚議員の僚の字が間違っていましたので、訂正をお願いします。それでは質問させていただきます。前回の議会でも、同僚議員が取り上げた内容であります。また、現在作成中の第9次総

合計画、まち・ひと・しごと総合戦略にも明記されている内容であります。またこれまで、自治体の足並みを揃え実行していきたい、こう答弁をされていましたが、今、足並みがバラバラのまま、他の自治体が率先して進められている状況にあります。実施時期を明確にしないと他の自治体からも遅れをとる状況にあります。いつから実施するのか、また、拡大対象はどうなっているのか質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本議会の最後の質問者であります、河野龍二議員の1番目の道路の形状の変更はなぜかということのご質問でございます。現在の計画は全延長1,380メートルで、全幅17メートルでございます。今回の見直しの内容でございますが、北陽台高校前バス停付近からの現道拡幅を行う区間の歩道幅員につきまして、検討を行うものがございます。見直しの内容でございますけれども、歩行者の交通量調査を基に、その交通量に応じた幅員構成とするよう検討を行うでございます。2点目の工事で影響を受ける世帯はどのくらいなのかという御質問でございますけれども、影響を受ける世帯は、住宅で1件、アパートで1件、店舗で5件でございます。次に3点目のその補修ですね、改修費にどれくらい費用がかかるかというご質問でございますけれども、直接影響がある地権者の方にはですね、個別におきまして対応策をですね、協議中でございますので、現在のところその費用についてはまだ算出をしてできないところでございます。次に4点目の排水の問題の今後被害を受けた場合の対策ということのご質問でございますけれども、直接影響がある地権者に対しましては、道路の雨水が直接、宅内入らないように協議を行っております。また、以前より道路に雨水が溜まる箇所、これは一番街に向かう交差部のところでございますけれども、溜まる箇所につきましては、今回の町道改良工事にあわせて、既存の側溝の改修を計画しております。次に5点目の今後の道路計画はどうなっておるのかというご質問でございますけれども、新設区間（役場前橋梁からまるみつ前）ですね、が完了いたしますと、次は県道長崎多良見線への接続に向け、都市計画道路西高田線の都市計画決定及び事業認可の変更を行いまして、その後、高田踏切部の拡幅に入りたいと考えております。現在はその都市計画決定の変更に向け、J R、県及び警察との協議を行う準備を始めているところでございます。続きまして、大きな2番目の農業振興策の取り組みでございますけれども、1点目の本町の6次産業への取り組みをどのように進めていくのかということでございます。本町での6次産業化への取り組みは、本町の特産品でありますミカンを利用した加工品やジュースなどを委託製造により、複数の農家が取り組まれております。しかしながら、これらの取り組みは一部の農家単独の零細な取り組みとなっているところでございます。このような取り組みを進展させるためには、県が行う6次産業化サポートセンターを通じたプランナーの派遣による指導・協力を仰ぎ、規模拡大に向けた働きかけを行っていくことが重要で

はないかと考えております。また、今後、事業への意向調査等を実施をいたしまして、農家の掘り起こしを行い「6次産業化支援セミナー」の開催による事業者育成に向け、県並びに関係機関と連携した取り組みを行ってまいりたいと考えております。なお、来年度より新たな特産品として期待が高まっております、オリーブの商品開発等々も行われることになっておりまして、事業者育成に向け支援をしてまいりたいとこのように考えております。次に2点目のTPPの影響をどのように考えているのかというご質問でございます。ご承知のように「環太平洋連絡協定」TPPは、平成27年10月5日協定参加12カ国の閣僚会議におきまして、サービス・投資・関税等々21分野におきまして、大筋合意に至っておるところでございます。その後、国におきまして、TPPに関する大筋合意内容や影響につきまして、新聞を通じ発表がなされたところでございます。農業関係者では、低価格の農産物が輸入されることで、国内農産物の下落や消費の低迷など、懸念と不安を抱えているところでございます。なお、国の試算では、ほとんどの品目で「影響は限定的と見込まれる」との分析でございますが、これらの分析内容につきましては、国・県より具体的な説明は、現在、まだ行われていない状況でございますので、今後とも、国・県の動向に注視をしてまいりたいというふうに考えております。次に3点目の農業の振興策として、町民を対象にしたイベントなど企画する考えはないかのご質問でございますけれども、現在、町内で行われております農業振興策としてのイベント、これは例年1月の長崎西彼農協主催のJA祭やその他、町内2箇所の直売所におきまして、お盆や年末に行われます農産物の大売出しのイベントなど、町民の皆様方に好評をいただき、農産物の消費拡大並びに農業生産の振興が図られているところでございます。また、例年10月には商工会主催の「商工まつり」や3月には「長与シーサイドマルシェ」等々がございますが、現在では各団体それぞれの開催となっているのが現状でございます。今後、各種団体とですね、連携し合同によるイベント開催等々ができないものか、そういったものも視野に入れ、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。次に3番目の子供医療費助成のことにつきましてのお尋ねでございますけれども、現在対象年齢拡充に向けて精査をしているところでございます。子ども子育て支援新制度が施行され、本町におきましても「長与町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の提供体制の確保並びに各種子育て支援事業の円滑な実施に向けて、年次計画的に取り組んでいるところでございます。これらの計画を踏まえたところで、財政面や人員体制整備に努め、医療費助成についても、対象年齢を拡充する方向で現在は調整をしているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、再度質問させていただきます。まず、都市計画道路西高田線ですけれども、冒頭、私、通告でこの道路の目的を少し触れさせていただきましたが、改めてこの道路

の目的が何なのか、そこをお伺いしたいというふうに思います。

○町長（吉田慎一君）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

西高田線の目的と言いますのは、榎の鼻の区画整理が始まる前から、この西高田線というのは計画がされてありました。その分につきましてちょっと紐ときますと、どうしても榎の鼻の交差点、ガードのところですね、こういったところの渋滞の解消とかそういう目的で計画をされたように記憶をしております。ただ、今は、榎の鼻区画整理の敷地の中に、この道路西高田線というのが入ってきてるという状況でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

通告にあるように、団地ができる前は、榎の鼻の交差点の渋滞解消だというふうなところで、道路の形状の変更といいますかね、道路建設の変更が歩道の幅員を狭くするというふうな話ですが、そもそもやはりそういう目的で道路のこうした形状を造ろうというふうに決まったので、じゃあ縮小してその目的が果たせなくなるということはないんですかね。そのここには道路、榎の鼻の交差点の渋滞解消にはこんな道路が必要です。だからこういう道路を造りますと、でも、ずっと造り続けていたら、ここは狭くてよかったというのは、やっぱり目的を持って道路の形態を決めたのですから、その目的が少しその薄れてきたというか、そういう形でとらえていいものなのかですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

当初の目的から今回の見直しについては、逸脱をしてるとは思いません。前回の議会でもお答えいたしましたとおり、車道の部分は現計画、今の以前の計画も今回見直そうという計画も同じでございます。で、前回もお話をしたとおり、歩道部分についての現在計画であった4メートルが正しいのかっていうのを精査して、これを縮めると。この分につきましては、道路構造令の改正っていうのがございまして、今までは、例えば17メートルで計画していたらそのまま17メートル造っていたんです。ところが、この改正に伴いまして、そこの歩行者及び自転車、車は別ですよ。車の方はもう1日、1000台以上通りますので、片側3メートル、その道路っていうのはこう決まってるんですけども、歩道の部分については見直しをなさいという改正がございまして。それに基づきまして、今回、今の既存の西高田の道路の区間については、もう一度、歩行者の交通量と自転車の交通量を調査しまして、その実態に合わせて狭めようという話でございます。したがって、ここの橋梁部分から北陽台高校までは、道が傾斜でござい

す。そこを勘案しまして、現在の17メートルという幅員は変えずにその先ですね、その先から人の交通というのはかなり落ちてきます。それも調査をしております。それに基づいて、歩道の部分のところを縮小しようというのが今回の計画の変更でございます。当初の目的から外れてるということではございません。したがって、道路の榎の鼻の交差点の交通の渋滞の緩和には、今も変わってはおりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

了解しました。それでは、次に質問させていただきますけども、道路の町道の嵩上げですね役場前の、70センチ嵩上げされるということで、役場のすぐ隣に住んでらっしゃる方の住居、その隣のアパート、そして店舗が5件ということですが、ここで、少しお伺いしたところによると、移転もあるかというふうな話も聞いております。ですからこの対象の7件、7世帯。7件の補償、改修内容があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

補償に関しては、その「住宅を立ち退いてください」というお話でお話をしているわけではございません。現在の今のままの状態、例えば、役場の第3駐車場の中にある住宅の分につきましては、どうしても、今、駐車場として使われてるところが上がってきますので、その駐車場部分の嵩上げとそれとそれに伴います宅地内に排水が入らない、雨水が入らないようなやり方で、地権者の方とはお話を今詰めてる段階でございます。それとアパートのほうも、アパートの方は若干高く、今現在もあります。そのところで大家さんの方とその話も進めております。問題になるのがその隣の今、信号機がついてるところの焼き鳥屋さんとその横のパーマ屋さん。ここの建物がちょっと古うございまして、そのまま上げれるのかなっていうのを大家さんと借主さんとお話を今詰めてる段階でございます。その中で物件の移転があるかないかっていうのは、今後の話の中でつけたいと思っております。ただし、今のその店舗の方は営業をされてますので、その営業期間をあけたくないという、大家さんと店舗借主さんの話がございまして、その中で嵩上げすることによって、その店の営業に支障がないような形をとって、1番その三者の中で1番いい方法をとらせていただきたいという形でお話をしております。それともう一つ先の方に、バイク屋さんがあるんですけども、その手前に2件、歯医者さんとお店があります。この方は、もうお話をさせていただいて、通路の部分だけの嵩上げで何とか大丈夫かなと、ただし、ここも宅地の中に雨水が入らないような逆勾配で、道路側の側溝に繋げるといったところでお話をしておりますので、その成り行きを見守りながら今後とも交渉を続けて行っていきたくと思っております。

○議長（内村博法議員）



河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今、交渉中だということですが、そうするとちょっと飛んで（4）の対策を取るというですね、住宅やアパートは現状のままで、嵩上げが目の前に70cm上がると、そうすると本当にその雨水被害が出てこないのかというふうな心配をするんですけども、仮に雨水被害が出た場合どうなるんですか。そういう保障なんかがされるようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほど申しました7件については、そういったことがないような施行の仕方を行います。だからそこで被害、今の雨の降り方が異常な状態で降った場合に、すべてがはけえるのかというので言われれば、ちょっと苦しいところもございませけれども、そういったところも含めまして、宅地の中には入らないように雨水が入らないような施工の仕方を、その家主の方には提案して施行をしていきたいと思っております。また、今先ほど議員さんが言われた、今まで先ほど1番街の方へ向かうところの排水のところ。今までも、ちょっとした雨が降ると水がたまると。このところに関しては、今回のこの町道の嵩上げ分と工事を同時期として、現在ついている側溝の整備を行おうと思っております。現在のところは昔の開発、昔と言ったらちょっと悪いんですけども、以前の開発でなかなか側溝に勾配がついていない。今、町道側を下で暗渠でこう行ってるんですけども、その断面が果たして足りてるのか、足りてないのか。その捌け口が悪いので、ちょうどバイク屋さんのお隣にあるパーマ屋さんですかね、そのところの側溝の水の捌けが悪いと。だからそこも合わせたところで、ちょうど、その既存の側溝の整備、改修も含めておりますので、これが出来上がると水が溢れてたというのはなくなるのではないかなと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

その前、商店街に入るあの道路のところは理解しました。ただ、住宅やアパートも少し基礎が高いですね。あれ恐らく長与川の付近に建てるからああいう嵩上げを、基礎を上げてたんじゃないかなというふうにちょっと考えるわけですね。そういう中で、道路が60cm上がってくると。絶対、その60cm上げたことによる被害がないとは言えないわけですね。今までなかった、でも道路が60cm、70cm上がることで被害が出ましたと、こうした場合、町の責任が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、それは考えられてないんですか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

町道の部分が60cm上がるといいましても、かまぼこ状態で上がってきます。その今までのところの道路っていうのは、すいません、こういったジェスチャーで申しわけないんですけども、こういった道路で今まであります。ここをかまぼこ状態で上げますんで、ここの部分だけが水が宅地の中に入ってくるとは当然思えないんで、かまぼこ状態になってきますので、当然、水っていうのはこの脇にこう流れてきます。だから、ここの排水さえ、そこの水を受け持ってもらえれば中には入ってこない。ただ、その駐車場のところで雨降った分は当然その駐車場付近で溜まりますけれども、その分の排水をしっかりと河川側に流すという構造を取っていかうと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今の説明ですと絶対ないというふうな形でとらえていいんですかね。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

申しわけないです。絶対と言われると絶対という言葉、使っているのか悪いのかどうかかわからないんですけども、今の現在の雨量とかそういったところから判断するとそこまではいかないのではないかなという話でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ぜひ、そういう部分を含めてですね、地域の人たちとは十分協議をされた方が私はいいと思いますんで、思います。それで次の質問もありますんで、これぐらいにしときますけども、そのここに掛かる改修費用ですね、現在のところ、算出ができてないということですが、これは西高田線の道路事業費の中に含まれているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

現在の総事業費の中に先ほど言いました、7件の分の宅地の嵩上げとか、駐車場の嵩上げとかそういったところは事業費の方には、今のところ入ってはございません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

先日から一般質問が行われて、町長もちょっと声を荒げてですね、財源をどうするかというふうな話をちょっとされたんですけども、まさにこうしたところの財源はどこからつくり上げていくのかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほど言いました7件の補償の工事等が今後の事業費に上乗せをされていくのではないかと、その事業費をどうするのかっていうお話でございますけれども、先ほどから言いますとおり、この路線の既存部分の拡幅区間につきましては、現計画より縮めようと思っております。しかも、現計画であったループ橋の廃止も視野に入れております。そこで、ループ橋の廃止の分、それと今まで全線17メートルでいった分が一部区間、既存部分のところは14メートルになりますので、3メートル分の延長約700メートル区間の分の用地費が要らなくなります。だから、全体から考えればこの見直しをすることによって、事業費の圧縮は可能だと思っております。ただし、現在、その、この縮小する幅員の方を都市計画決定事業認可をとってきますので、その際に今度は事業費の算出を改めていたしますので、現在、幾ら縮まるかっていうのはちょっとお答えできないんですけども、そういったところの変更に伴って事業費の圧縮というのは可能だと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

道路の形状を縮小して、そこで財源が少し確保できればというふうな答弁ですけども、それで、これも先ほどの一般質問、同僚の一般質問の議員の中で出た部分で、西高田線土地区画整理事業をね、お金がかかるということで、なかなか補助金が思うように回ってこない。町長の報告の中で、9月24日と11月29日に国土交通省にこの西高田線の事で要望されてるということで、それは先ほど説明されたその財源の関係で要望されておられるのかですね、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

その通りでございます。財源確保ということでですね、縷々説明をいたしまして、どうしてもこれが必要だというようなことですね、関係国交省の各界の方に説明をいたしましたということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そしたらそのちょっと財源のことでお伺いしますけども、この西高田線橋梁開始が29年でしたかね、完成年度が29年でしたかね。平成29年だというふうに思います。なかなか思うように補助金が来ないということで、完成年度がこの財源の関係で伸びる可能性があるんですかね。もう一つ合わせて、費用がその年数が延びることによって増えるということはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

現在急いで工事をしております、ここの役場の前の橋からですね、フォーレの裏側を抜けてまるみつパチンコのところまで出る所の区間につきましては、平成29年3月で完成を目標にしておるんですが、先ほどから言いますとおり、補助金の方がなかなか配分がうまく具合にいかない。そこの中でどうするかっていうのは、当然今の榎の鼻の団地の1番頂上の部分ですね、今から団地の中に入っていくところの交差部分から橋梁の部分、これを先に開通をさせようと思っております。総事業費に関しましては、先ほど言いますとおり、当初の総事業費より多分縮減はされるんだろうと思いますけども、先ほどから言いますとおり、すべて圧縮したところで費用を見積もってるわけではございませんので、全体の事業費がっていうのはちょっと今のところお答えができかねます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それで、ちょっと最初に戻るんですけども、今回の教訓ですね。特に国の方からその道路の改善ですかね、そういうのが来て、改善を余儀なくされたということですが、やはりその私は当初から40数億もかけてね、当初は50億ぐらいと言われてたんですね、ループ橋も含めてだったと思うんですけども。この道路がそんな大きなね、莫大な道路が必要かという形ですとこう指摘をしてきたんですけども。それで、いざ進めてみたら、縮小が可能であるということなんで、今後ですよ、こうした今後もって言うか、後から質問しますが、やっぱりこうした事業というのがその都度、どれだけ圧縮できるか、小さくできるかっていうのをですよ、検討すべきじゃないかなと思うんですよ。これからもそういう事業が出てくるかもしれませんし、その辺はやはり教訓にすべきじゃないかな。1回取りかかった道路は、もうそれ以来それを必ず造るんじゃなくて、やっぱり事業が進む中で見直しをしていくというふうなところが必要じゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員が本当におっしゃる通りであります。西高田もそうですけども、他のですね、工事もやってる所もありますけども、やはり時間かかってるっていうのはとにかく見直して、安くあげれないかというようなことをですね、検討しそのためにはどんな方法があるかというようなこともですね、含めて検討しているという状況の中で、こうした時間が少しかかってるというようなことでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

西高田線ですけども、今後の道路計画が今、北陽台の所ぐらいまで、あと踏み切りの所までの事業認定をいただくということですが、この都市計画マスタープランの中で、都市計画道路西高田線の路線状況を見るとですね、これは私も、前、説明会に窺ってそういう話を聞いたんですが、線路と平行して西高田線を延長させていくと、その先は、時津町にある国道206に接続するんだというふうな道路計画が都市計画マスタープランの中でも、こう線が引いてあるんですよ。私はもう現状の道路、まだこれ取りかかるとやめられない道路になってしまいます。ですから、現状の少なくとも現状のところまでで終了して、この先はもうしないという判断をすべきじゃないかなというふうに思うんですけども、町長わかりますか、西高田線の先線がどうなるか聞いてらっしゃいますかね。やらないという方向にたつたほうがいいんじゃないですかね、もうここだけでも40億かかると、この先道路をますます造っていくなんてですよ、もうやっぱり時代に合わないし、住民も求めてないと思うんですよ。ですから、もうやらないというふうな形で、ぜひそういうふうな答弁をいただきたいというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先線のことについてはですね、私も具体的に考えておりません、今のところは。ただ、踏切まではですね、早急にしないと、踏切を広げてやらないとですね、車が渋滞がしますので、そこまでは確実にやって行こうというふうな事を考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私はもうしないという判断をもう示してほしいということでですね、お願いしたいんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

実は私もそのところはまだ十分ですね、研究してないわけでありますのでですね、何とも言えないんでありますけれども、私も今のところは、踏切まででいいんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

町長が今度、国交省に要望に行ったというのはこういう先線の問題も含めてかなとちょっと心配したんですけれども、そうじゃないようですし、ぜひそういう意味では、この都市計画マスタープランもですね、やっぱり見直さないといけないと思うんですよ、そういう意味でも、もうお金がかかるようなことはね、やらないという形ですね、ぜひお願いしたいというふうに思います。都市計画西高田線については以上にしたいと思います。次に農業振興策でお伺いしますけれども、ここでは、一つはTPPの影響ですけれども、まだ、どれだけ影響額が出るかというところが出てないということですけど、特に農産物を作ってる方は不安だと思うんですよ。そういう意味では早急に、そういうものになるのかというのをですよ、独自調査、非常に難しいのかもしれませんが、関係機関に働きかけるとかですね、早くこの影響状況を出して欲しいという呼びかけをされるべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですかね、されてらっしゃるんですかね。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

その影響につきましてはですね、先ほどの町長の答弁にありましておりでございますけれども、長崎県のもので、議会におきましても、農林水産経済委員会においてもですね、県の回答ではTPPがですね、地域に与える影響額を速やかに公表していただくように国の方にも要望されているようでございますけれども、県内の影響額につきましてはですね、国がお示しをしておられない段階ではですね、具体的な根拠もなく、県として独自に算出することは難しいというような説明をされておられます。ということで、町の方にもですね、そのようなことで全くそういう情報もですね、ないわけでございますので、今後もですね、国・県の動向に傾注してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

色々私調べてみましたら、和歌山県も、今度視察に行った和歌山県もみかんの産地ですね、和歌山県では一定の影響額を示してますよね。それに基づいて、県がすることですからなかなか町単では難しいのかもしれませんが、それに基づいて国に対し

てやはり支援を求めるというふうな形をされたということです。これによると大体生産量が10%ぐらい、色んな数値が出てますけども、柑橘系でよると8%ぐらい落ちるだとか、10%ぐらい落ちるだとかっていう状況が言われております。特にやはりみかんは、オレンジの自由化をですね、いろんな形で生産が、生産する農家が厳しい状況にあって、それに基づいて、後継者が育たないだとかですね。農家が廃業するだとかという状況が生まれてきてますんで、一つ、なかなか国の問題ですけども、町長、このTPPの問題でも、やはりその参加を懸念する意思をですね、示すべきじゃないかなというふうに思うんですが。その辺いかがでしょうかね、町長としてどう考えられるかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

これはもう、国の方ですね、進めておられることですので、ちょっと私がということとは一つずつは言えないわけでごさいますけども。ただ、長与町で実際そういったみかん関係、どれくらい影響がでるかですね。そのあたりも見まして、これは、町村会の中でもですね、議論としてですね、挙げていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非ですね、町村会の中でも、私はその先陣切ってですね、町長からそういう提案をしていただくようお願いしたいというふうに思います。それで、6次産業のことでちょっとお伺いしますけど。私、今回の視察に行かしていただいてですね、やはりこの、やっぱり農産物の何でしょう、農業者の家庭の所得を向上させるといいますかね、そういう意味ではもうやる気を出すという意味では、その販路ですね、これがやはりその維持できるという部分で、販路が拡大できる部分というのが非常にこのキーポイントになるなというふうに思いました。そのために、やはり何をしていくかということだというふうに思います。先ほども答弁の中で、ミカンの加工品を独自で既に取り組んでる6次産業化で取り組んでるところもあると、いうふうにお伺いしましたけども、やはり1番の消費者は、私は長与町民だと思うんですね。身近で、出来てる農産物を身近な人が買うと、いうふうなやっぱり取り組みをしていくのが、もう1番身近にいる、隣にいる人を買ってもらおうと。それでやはりその、やはり、町の農産物を生産高を上げていってもらおうと。それが1番、地元の人が応援部隊になって、それがやっぱり良い商品が出ていくとよそにも売れるし、というふうな形になると思うんですよ。ですから、この中で3点目に言っただけのように、こういうやっぱり行ってきたところの有田市だとか守山市の関係では、常日頃から消費者を、その意識した取り組みをやられてるというですね。なかなか農業だけをされてる方というのは、本当自分のそういう維持管理が大変で、そこ

まではなかなか手は出せないという状況にある。そこをだからどこがカバーするかなとすると、やはり農協だとか町が主体的にそういう部分をカバーしていくというふうな取り組み必要じゃないかなと思うんですよね。そういう意味では、いかにこの町民の方に長与の農産物があるかというふうなアピールしないといけない。いろいろ、こう取り組んでるところがあるというふうに言われましたけども、まだまだ十分じゃないのかなというふうに思いますんで、是非そういった取り組みが行えないかですね、再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

ご指摘のようにですね、そのメリットとしましてはですね、天候不順による不作とかですね、豊作に伴う作物の出荷調整等がございますけれども、そこらあたりを6次産業化を図ることによりまして、安定的にですね、売ることができるというようなこともメリットもございます。そういうことでですね、既に身近で言いますと、長与町の直売所ですね、直売所におきまして、ちっちゃい物から大きい話になりますけれども、ちっちゃいことと言えばお漬物等はもう、農家のお母様方が出していらっしゃるとか、それから卵を利用してですね、シフォンケーキを作って売っておられる、それで収入を得ておられる方もいらっしゃいます。そういうことで、相当にですね、町民の方にも多分お口の方に入ってるんじゃないかなと思ってるんですけども。それから先ほども申しましたそのジュース等の加工製造ですけれども、そこらあたりも一部の町内の店舗にも出回ってるようがございます。そういうところもですね、今後また、農業関係だけではまだ開けない部分もございますので、商工関係の方ともですね、手を組みながらですね、いろいろとお力添えをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうだと思うんですよね。いろんな方々に協力してもらって、特にあの守山市のところでは、農業体験を住民の人にしてもらおうと。そこで、農産物の大事さだとかね、いろいろ理解してもらって、そういうのを年何回も行うということで。地域の農産物をやはり地域で守る。それが作って、自分たちで溜めて、またそれを繋げていくというふうなですね、そういう取り組みをやられてたんで。是非いろんな立場の人たちに協力してもらって、その仮にTPPがですね、合意されてなっても、長与のミカンは元気で売れるんだというふうなね、そういう取り組みを是非行っていただきたいというふうに思います。6次産業についてはこれからのことですし、是非今後もですね、議会の中で議論させていただきたいというふうに思います。最後に、子ども医療費の助成についてですけども、先日から同僚議員が、この問題で質問されて、拡充に向けて検討中であると



いうことです。ただ、ここにもありますように、足並みを揃えてやるというのがですね、ずっとこの間言われてきた。足並みがばらばらですね、そういう意味では私も何度もこの問題取り上げて、そういうふうに足並みを揃えてやりますから、というふうに頑なにそういうふうに断られてきたんですけども、早くやっとならばよかったですというふうに町長、思いませんか。そういう意味ではどうですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員おっしゃるように、町としても、町民の皆さん方がそれで楽になるわけですね。それはやりたいという気持ちはありますけれども、ただ、いろんなことを勘案しながら、財政というのは流れていくものでありまして。例えば、長崎市がこれは早かったかもしれんけども、他のこの分については長与町が早いということもありますでしょうし。今回の分につきましてもですね、できるだけそういった面では遅れをとらないようにですね、長与町も精査していきたいというふうには思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今からでも大丈夫だと、いうふうに思われるんですね。それではちょっとお伺いしますけども、県下で子ども医療費助成が拡大されたところがどれくらいあるのか、自治体名を挙げてもらえれば非常に助かるかなと思うんですけども。分かってらっしゃいますかね。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今現在、拡充をされているところが6市1町ございます。町名もですかね。今現在取り組みをされてらっしゃるところが、島原市、平戸市、松浦市、五島市、雲仙市、南島原市、佐々町になります。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

長崎市も始められましたよね。来年からですかね。今現在されてる所ですね。既に決定したと、やろうというふうな提案をしているところはお存知ですか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今後、実施の予定というところが、他に4市3町ございます。長崎市、佐世保市、大

村市、西海市、小値賀町さん、そして長与と時津は今見当中ということで回答しているところです。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

10市4町、時津の議会が今議会で提案されてるということをお聞きしました。10市7町、町で、自治体、町は今8町でしたっけ、県下で残ってるのは。そしたら、長与だけですね、提案できてないのがですね。どんなですか。その、違いますか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

町村で取り組もうとしているところは、今既にやってるところが佐々町、今後やるっていうところが小値賀町ですね。で、長与と時津が今検討中というところになっております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

すいません、間違えてました。ただ、そのなんでしょう、県下の自治体ほとんど取り組んでますよね。取り組まないという話ではないというのはちゃんと理解してますけども、じゃいつするんだというふうに、やっぱり住民の皆さん期待すると思うんですよね。私は明確にすべきじゃないかなと。もうやるんですと、いうふうに。そりゃ財源はどうするかとまた私に聞かれても困るんですけども。やっぱりね、このいろいろ聞きました、西高田線の道路ね。じゃ、やっぱり財源をいかにどう使うかですよ。こういうところにこんなお金を使いますと。ここには使えないのかという話ですよ。ですから、この財源問題いろいろありますけども、やっぱり来年度から4月1日からできるように環境整えるべきじゃないかなと思います。いかがですかね、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

勿論私はやるつもりでおります。で、ただその内容につきましてね、先ほど言いましたように、どういう形でやっていこうかということについて、もう少し時間を頂きたいと。できれば来年4月からやりたいというふうには思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

来年4月からしていただきたいと思います。はい、ですからそこで今度は内容につい

てです。拡大対象どうしているのか、今検討中ということですけども。どのような形、どの拡大をしていこうというふうな形で検討されてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

拡大するのはですね、4月から拡大の方向で準備を進めているところなんですけども、そこをどこまでするかってところが今一番最大の悩みでございまして、他にもこうたくさん事業等をやってる関係でですね、あと、今、国からも色んな新規事業のですね、案がたくさん参っております。長与町でもこう取捨選択をしながらですね、やらなければいけないことと要望の多いところをですね、最優先にして今後やっていこうと思ってる中で、今予算編成を組んでいるところです。その中で、できる限りのところでやっていこうっていうことは考えておまして、今まだ予算編成の途中ですので、今ここで何歳までというところはお答えができない状態です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

町長に伺いたいと思います。ここにもありますように、まち・ひ・としごとの総合戦略で、本町の特性、地域特性を掲げてますよね。そこは何かと言うと、本町はその幼稚園から大学まで教育機関が揃ってますと。教育と子育てに、子育て機能も充実してきた町ですと。次のページ行くと、非常に子育て環境も回答者が県下1高いと、教育環境も整ってて、学力も高いと。やっぱりこれが長与町の強みじゃないかというのを謡っとるわけですよね。そういう中で、私は、一つがちょっと残念なのが、やっぱり他の自治体より遅れてこの制度始めようとしてるところがちょっと残念なんすけども。それは4月から始めるということですね、そういうふうに理解したいと思いますが。じゃ、この特性を生かすには何をアピールするかとなると、やはりその他の自治体より、長与に来ることでメリットがあるんだというふうなね。そういう制度にしないと、いやいや、この町と一緒にすよと。この市と一緒にすよとなると、特性活かせないじゃないですか。ですから、なかなか今、色々ばらばらですよ。中学校卒業までやるところと、小学校卒業までというところである。最大限、私は中学校卒業までやるべきだと。もしくは松浦市が取り組んでる高校卒業までやると。それがやはり教育の町、子育てしやすい町というふうなね、そういう長与の特性になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。課長は、今、いろいろな状況がたくさんあって、どうするかというところを検討してるということです。ここはもう町長の一声だと思うんですよね。やっぱりその他の町よりいい制度で取り組もうというふうなのが、やはり長与はやはり子育ての町、教育の町というふうにちょっと光輝く制度になるんじゃないかなと思うんですが。いかがですかね、町長。町長が、ここからやるというふうになれば、それは、財源はどうにかしてつくり

出す必要があると思いますけども、できる状況にあるんじゃないかなと思うんですよ。いかがでしょうか、町長お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、内容につきましては今、課長が言ったとおりでございます。私は、この長与町は子育てをしやすい、そしてまた学校の教育が非常に充実しているというようなことでございまして、それにつきましては、いろんな要素があると思うんですよ。例えば、この医療費の問題、教育の問題、いろんなものも一つの要素だと私は思っております。そういったものを、全てそういったものを総合した中でですね、長与町がどういう町だっということ町民の方、あるいは町外の方も長与町を見て、そう評価をさせていただいていると思います。ただ、私も先ほど申し上げましたように、一つ一つですね、とにかくいい町づくりということで、できることからですね、一つ一つ確実にカバーをしていきたいと、そのように思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

期待する回答ではないんですけどもね。この、まち・ひと・しごと戦略で何を謡っているかという、こういう特性化して、長与町の人口をやっぱり維持していこうと。で、じゃあ、何で選ぶかと。いろんな特性あると思います、長与のね、長与独自の取り組みもあるかもしれん、いろんな部分がある。でも横並びですと、じゃ、他の町も選択肢に入るわけですよ。そうじゃなくて長与町に住んでもらうと、長与町を選択してもらおうというふうな取り組みをやっぱりこの中では、やっぱりやらないといけないと思うんですよ。そういう意味では、他の町が例えば小学校卒業までしかやらないとなると、いや、長与町は中学校卒業までやりますよと。だから長与にたくさん来てください、長与で子育てしてください、いうふうなアピールになるじゃないですか。私はそこを期待したいというふうにお尋ねしてるんです。私もそこの子供の医療だけでね、長与町がたくさん、なんでしょう、その評価が得られてると思いません。いろんな形で、教育委員会が頑張ったり、学校が頑張ったり、そういう中で子供たちの評価がずっと上がってきてると、教育の町だというふうにならなると思うんですけども。それをまたプラスアルファするためにも、こうした制度で、やはり他の町から長与は良いんだというふうなね、いうふうに見てもらえるような、そういう制度にすべきじゃないですかね。ですから、もう町長の、僕は、考え次第だと思いますよ。これでやろうというふうにやれば、それをやる努力をすればいいわけですよ。是非、再度お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今申し上げましたように、努力して参ります。よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

どう努力する、努力すると、中学校卒業まで努力するというふうな形でとらえていいんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

私も今縷々申し上げましたけども、この問題については今検討しておりますのでですね、どうぞ、待っていただきたいと思います。町の中で、長与町のサイズで、どこまでできるか、どういった形でできるか、それを今検討中でございますので、もうしばらくお待ちくださいということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

もうこれ以上つきませんが、結果的に言えば、もう後出しじゃんけんなんですよ。ほかのところはどんどんやってきました。大体それも僕はちょっと腑に落ちないんですけどね、ずっと足並みをそろえてやると言いながら、ばらばらやって、足並みそろえてるなら長与も率先してやりなさいよというふうに言いたいんですけども、それは置いて、でも最後に出すわけですから、じゃんけんを。勝たないと、みんながパー出してるのにこっちがグー出して、負けてどうしますか。みんながパー出してる時にチョキ出すぐらいにならないと、そこがやっぱり町をアピールできる、僕はメリットだと思うんですよ。ぜひそういう立場です、お願いしたいということを申し添えまして、一般質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了致します。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。